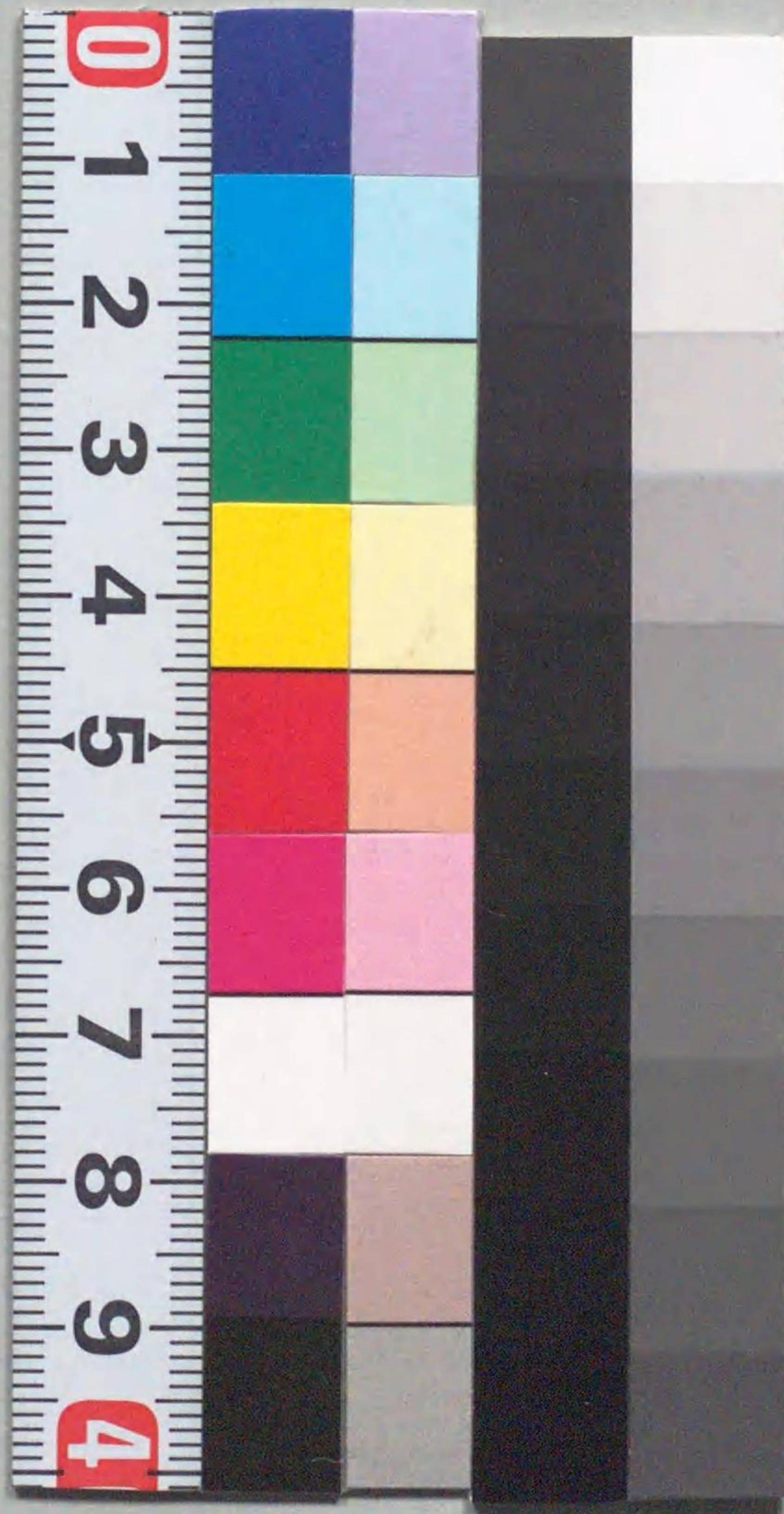


Y994-J4224



1200701776603

菜の便郵



郵便の葉

逓信省郵務局

Y994

J4224



I 種
W



1200701776603

目次

内國郵便

注意要項……………二
 郵便受付時間……………三
 無集配局の取扱事務制限……………四
 郵便物容積重量の制限……………五
 普通々常郵便物の種類及料金……………六
 書留郵便……………八
 價格表記郵便……………八
 配達證明郵便……………九
 別配達郵便……………九
 引受時刻證明郵便……………九
 内容證明郵便……………一〇
 留置郵便……………二一
 代金引換郵便……………二一

集金郵便……………一三
 切手別納郵便……………一三
 約束郵便……………一四
 郵便私書函……………一四
 閉囊配達……………一五
 税金通知……………一五
 市内特別郵便……………一六
 速達郵便……………一七
 飛行郵便……………一八
 年賀郵便……………一九
 選挙無料郵便……………二〇
 小包郵便料金……………二一
 郵便物の包装……………二二
 郵便物の轉送還付……………二三
 郵便物の取戻、名宛變更、代金引換の……………二四

取消、金額變更、集金郵便の取消……………二五
 日附印と消印……………二七
 料金還付……………二八
 損害賠償……………二九
 反則郵便物……………三〇
 郵便切手類……………三一
 私設郵便函……………三二
 徽章、日附印及切手類模造取締……………三三
 殖民地の郵便……………三七
 郵便料金早見表……………三八
 遞送所要時間一覽……………四〇
 遞信局名、位置及管轄區域……………四一
 外國通常郵便……………四二
 注意要項……………四三
 無集配局の取扱事務制限……………四四
 寸尺重量の制限……………四五

通常郵便物の種類及料金……………四六
 特殊取扱の料金……………四六
 料金前納及未納不足……………四九
 書留郵便……………五〇
 價格表記郵便……………五〇
 別配達郵便……………五一
 留置郵便……………五一
 代金引換郵便……………五二
 飛行郵便……………五三
 關稅を課せらるべき物品を包有する……………五三
 書狀……………五三
 年賀郵便……………五三
 軍艦郵便……………五三
 到達證……………五三
 踪跡取調……………五三
 轉送、還付……………五三
 料金還付……………五三

反則郵便物	六
價格表記箱物の通關	七
取戻、名宛變更、代金引換の取消、金額變更	七
受領證謄本の請求	七
外國郵便締切豫告	七
國際返信切手券	七
本人票	七
損害賠償	七
外國主要都市宛通常郵便物の遞送所要日數	七
外國小包郵便	七
注意要項	六
無集局の取扱事務制限	六
小包の包裝方法	六
容積重量の制限	六

小包の容積制限檢算表	八六
小包の種類及料金	九六
特殊取扱の料金	一〇五
反則郵便物	一〇九
價格表記小包	一一〇
代金引換小包	一一一
留置小包	一一二
別配達小包	一一二
課金別納小包	一一三
到達證の請求及取調請求	一一五
受領證謄本の請求	一一五
取戻、名宛變更、代金引換の取消、金額變更	一一六
轉送還付	一一六
料金還付	一一七
小包の通關及配達	一一七
損害賠償	一一八

内國郵便

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

●注意要項

- ▼郵便物は送達先の遠近又は其の品質形状に應じ堅固に包装すること。
- ▼書状には標準封筒を使用すること。
- ▼郵便切手は成るべく高額のものを用ひ封筒表面の上部左方の隅に貼ること。
- ▼郵便物の表記は楷書を用ひ「(何)縣(何)郡(何)町、村大字(何)(何)番地」と詳細に記し又配達局のわかつて居るものは「(何)縣(何)局区内(何)町、村大字(何)(何)番地」と記載すること。
- ▼小包郵便物には書状を封入せざることを。
- ▼集金郵便や代金引換郵便物を差出したるときは其の取立金の着否に常に注意し若し相當期間(差出後約二十日間位)を経過するも當該郵便物の返戻もなく取立金も着せざる場合は直に當該郵便物を差出したる局に取調方を申出づること。
- ▼書留又は價格表記の郵便物を受取るときは外部に破損の痕跡なきや否、又重量に變りなきや否に注意を爲すこと。

- ▼大切な書類や、貴重品は必ず書留か價格表記と爲すこと。
- ▼公安を妨害し又は風俗を壞亂すべき文書、圖、畫、其の他の物件及爆發性、發火性其の他郵便吏員に危害を加へ、又は郵便物に損害を與ふべき物件は郵便に差出さざること。
- ▼受領證に捺印等の手續を要する郵便物の配達を受けたるとき配達人を待たさない様に速に其の手續を爲すこと。
- ▼郵便物の誤達を受けたるときは速に相當符箋の上最寄の郵便函に投函するか或は郵便局に返戻すること。
- ▼標札の有無は郵便物の配達上に至大の關係ある故其の住所、氏名を明瞭且詳細に記載したる標札を、若し同居者あるときは其氏名をも門戸の看易き場所に必ず掲出すること。

●郵便受付時間

一等、二等郵便局
特定三等郵便局

平日(午前八時より午後十時まで)

普通三等郵便局

平日(午前八時より午後八時まで)

郵便取扱所

平日(午前八時より午後六時まで)

休日〔午前八時より午後三時まで〕

休日〔正午十二時まで〕

休日〔午前八時より正午十二時まで〕

但し左の通例外がある

(1) 集配事務を取扱ふ郵便局は受付時間に拘らず、別配達郵便物、引受時刻證明郵便物、約束郵便物及郵便に依り頼信する電報を封入した書留郵便物の引受をすること。

(2) 年末二十九日より三十一日迄は休日であつても平日の通り取扱をすること。

(3) 船舶内設置の郵便局は各其の局前に掲示してある受付時間に依ること。

●無集配局所の取扱事務制限

- (一) 無集配二等郵便局では左記の事務は取扱はないのである。
- 1 留置郵便物の交付 (代金引換と爲したものを除く)
 - 2 郵便私書函渡
- (二) 無集配三等郵便局では左記の事務は取扱はないのである。
- 1 内容證明郵便物の引受
 - 2 集金郵便の引受
 - 3 切手別納郵便物の引受
 - 4 約束郵便物の引受
 - 5 留置郵便物の交付 (代金引換と爲したものを除く)

6 郵便私書函渡

- (三) 郵便取扱所では左記の事務に限り取扱ふのである。
- 1 内國郵便物の引受 (但し特殊取扱は書留、留置、價格表記及配達證明のみである)
 - 2 郵便切手類及收入印紙の賣捌
 - 3 小爲替の振出、拂渡及拂戻 (自所振出のものに限られてゐる)
 - 4 郵便貯金の預入 (但し現金の預入のみである又新規預入は取扱はない)
 - 5 郵便貯金の拂渡 (但し自所預入金であつて一日五十圓以下の即時拂に限られてゐる)
 - 6 郵便貯金の改印、改氏名及轉居届の受理

●郵便物容積重量の制限

區別	容積	重量
通常郵便	長一尺三寸以内 幅八寸五分以内 厚五寸以内	第一種制限なし 第三種乃至第五種 (商品見本及雛形を除く)
小包郵便	長二尺以内 幅一尺以内 厚二寸以内	(速達郵便に限り)

●普通々常郵便物の種類及料金
 (内地相互間及内地、臺灣、樺太、朝鮮、關東廳管内、南洋群島相互間)

種	別	料	金
第一種	書狀 (イ)全部印刷したるもの (ロ)盲人用點字のもの (ハ)大部分印刷したるものにして官公署、公共團體、社寺、學校又は營利を目的とせざる法人若しくは團體より發するもの及び營業者より其の營業に關し發する報知書、送狀、契約申込書、契約の承諾書、又拒絶者、請求書、督促狀、計算書、見積書、明積書、領收書、督促狀、計算書、見積書、(本項に依る郵便物の外部には差出人の資格を記載することを要す)	重量四匁又は其の端數毎に三錢	三錢
第二種	通常葉書 往復葉書 封緘葉書	重量十匁又は其の端數毎に二錢	一錢五厘 三錢

第三種	「第三種郵便物」として認可を受けたる定期刊行物 前項の定期刊行物中日刊新聞紙にして發行人又は賣捌人より差出すもの 同上中盲人用點字の定期刊行物	重量二十匁又は其の端數毎に五厘 一部(一日分)ノ重量三十匁迄及三十匁以上ハ二十匁迄 毎に重量百五十匁又は其の端數毎に五厘	五厘
第四種	書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、商品見本及雛形、博物學上の標本 同上中盲人用點字の書籍、印刷物及業務用書類 第三種郵便物に非ざる印刷物にして毎月一回以上繼續刊行し且發行の都度其當月又は其翌月中に一月の發行に付百通以上差出す場合「約束郵便」として特に承認を受けたるもの 同上中盲人用點字の印刷物	重量三十匁又は其の端數毎に二錢 重量百五十匁又は其の端數毎に一錢 重量三十匁又は其の端數毎に一錢 重量百匁又は其の端數毎に五厘	二錢 一錢 一錢 五厘
第五種	農産物の種子	重量三十匁又は其の端數毎に一錢	一錢

●特殊取扱郵便物の種類及料金

十日間（蠶種を内容とするものは之が留置期）
 間を三日間とする（振替貯金口座に加入し居る者なる）
 又差出人は振替貯金口座に加入し居る者なる
 ととき引換たる代金を自己の口座に拂込む
 とを請求するにても出される此の方法は取立金
 送達料が安くて経済である
 ●引換金額制限は千圓迄とす

集金郵便とは持参人に支拂はるべき證書（現
 金受領證、證券、無記名の公社債券又は其の
 利札、貨物引換證、船荷證券又は之に準ずべ
 きもの）を郵便局に委託し郵便局に於ては之
 を支拂人に交付し代りに現金を受取り之を

引換たる代金を五錢以上百圓を増す毎に十
 五錢を加ふ
 本料金は取立金拂渡の際郵
 便切手を以て受取人即ち郵
 便物の差出人より徴收する
 (2) 振替貯金口座に拂込む
 番口座拂込し何

一圓迄二錢、五圓迄四錢、
 十圓迄六錢、五十圓迄八錢、
 百圓迄拾錢、五百圓迄十五
 錢、千圓迄二十錢、
 本料金は口座登記の際加入
 者の口座現在高より控除徴
 收す

集金委託料
 證書に付
 留置通知料
 十六
 五錢

集金郵便

切手別納郵便

●取立金額の制限一口に付
 (イ) 證券 金三圓以上金五十圓以内
 (ロ) 證書 金三圓以上金五十圓以内
 委託者に送付する方法で遠隔の地に在る債務
 者に對し金錢の取立を爲すには頗る利便であ
 る

取月集て金つ指委
 扱三金費郵便取定託者
 を日郵ふ便の立したの
 爲迄便ことの到る希券
 さ取のとも着る郵望に
 ざる立引も出方便に
 るは受は來して法局依
 もの月十二居るあ留證
 とす日二五こと又取支
 一より十五日支拂局人
 月七日迄翌年一
 迄之が

同出切手
 じす別納
 内容の郵便物
 の通常郵便物
 を同時に五十
 圓以上差
 切手別納郵便物
 は切手を貼ら
 ず下記の印章
 を貼らざるもの
 を添へて差出す
 別全切手料を
 貼るが省ける
 のである
 切手別納郵便物
 は通知の要ら
 ぬ留置の外他
 の切手別納郵便物
 は通知の要らぬ
 留置の外他の



直徑八分
 乃至一寸

取立金額の制限一口に付
 五圓迄五錢、十圓迄十錢、
 十五圓迄十五錢、二十圓迄二十錢、
 二十五圓迄二十五錢、三十圓迄三十錢、
 四十圓迄四十錢、五十圓迄五十錢、
 六十圓迄六十錢、七十圓迄七十錢、
 八十圓迄八十錢、九十圓迄九十錢、
 百圓迄百錢、
 本料金は取立金拂渡の際郵
 便切手を以て受取人即ち郵
 便物の差出人より徴收する
 (2) 振替貯金口座に拂込む
 番口座拂込し何

●市内特別郵便

▼同一郵便區市内に發着する全部又は大部分印刷したる同文の有封及無封書狀又は同一内容の第三種及第四種郵便物にして同時に百箇以上差出すときは左記の如く安い料金で差出すことが出来る。市内特別郵便は郵便物には切手を貼らないで下記の印章を押捺し料金全額に相當する切手を添へ差出せばよい。

有封書狀には返信用として其の全部に對し郵便葉書、郵便切手、封筒又は印刷したる各種の用紙と之に必要な収入印紙を封入し、又無封書狀には同じく封筒、通常葉書又は料金相當の切手を貼つた私製葉書に差出人の宿所氏名又は返信用文を印刷したもの一枚を限り添付することが出来る又一行政區内の各郵便區市内地と之に直接續いてゐる行政區外の郵便區市内地相互間並行政市町村の内外を問はず隣合つて續いてゐる郵便區市内地相互間を總て同一郵便區市内と看做すものである。本郵便物は遞信局に於て指定したる郵便局窓口に差出すものである。



直径八分
乃至一寸

料金

- (イ) 有封同文書狀 一箇に付 重量四匁迄金一錢五錢、四匁以上は四錢迄毎に一錢を加ふ
- (ロ) 無封同文書狀 一箇に付 重量十匁迄金一錢五厘、十匁以上は十匁迄毎に一錢を加ふ
- (ハ) 第三種郵便物 一箇に付 重量二十匁迄四厘、二十匁以上は二十匁迄毎に三厘を加ふ

(ニ) 第四種郵便物 一箇に付 重量三十匁迄六厘、三十匁以上は三十匁迄毎に五厘を加ふ
同時に三千一箇以上を差出すときは三千一箇分よりは重量三十匁迄毎に五厘

▼市内特別取扱郵便物には「原簿配達」と云ふて郵便物に一々名宛を書く手数を省き得る方法もある
▼市内特別取扱郵便物は十二月二十五日より翌年一月七日迄之が引受を爲さず

●速達郵便

▼速達郵便とは現在では

(1) 東京市内各郵便局、澁橋、澁谷、目黒、巢鴨、品川、中野、落合及大森郵便局郵便區市内及其の相互間並上記地域と横濱市内各郵便局郵便區市内との間

(2) 大阪市内各郵便局(住吉、平野、及柴島局ヲ除ク) 郵便區市内及其の相互間並上記地域と京に發着する郵便物一口に言へば「東京市内」「大阪市内」「東京横濱間」「大阪京都間」「大阪神戸間」に限り一般の郵便よりも特に迅速に送達せらるゝ郵便で夜半から未明までの間を除き東京は約三十分毎に大阪は約一時間毎に一日十五回乃至二十八回の發着便があり配達は到着の都度直ぐに自轉車で配達する、其の上折返して返事を受くる「要返信」と云ふ利便な方法もある。
又差出人に於て返信に要する料金を負擔せんとするときは適宜の用紙に返信郵便物の種類(特殊取

物ならば其の種別」と料金額を記載し料金相當の切手と共に郵便物に添へ差出すことも出来る。通常小包共速達取扱と爲すことが出来る但し小包郵便物の重量は六百匁を超過することが出来ない本郵便物は前記地域内にある郵便局の窓口に差出すべきものであるが可成集配事務を取扱ふ郵便局窓口に差出すを當該郵便物の速達上利益である。

●表記すべき文字「速達」と朱書すること
●料 金 一般料金の外速達料一箇に付（二箇以上同一差出人より同一受取人に宛て差出す場合は一箇の外其の半額とす）

（イ）同一郵便區市内相互間（東京、大阪各市内） 六錢

（ロ）二箇郵便區市内相互間（東京横濱間、大阪京都間、大阪神戸間） 十二錢

●飛行郵便

▼飛行郵便は料金完納の第一種及第二種郵便物（切手別納及通知を要せざる留置の外他特殊取扱を爲さず）に限り左記區域及日時により飛行機に依り郵便物の遞送を爲すものである、尤も天候其他の事由により飛行せざる場合は普通の方法に依るのである。

●表記すべき文字「飛行」と朱書すること。
●差出方法、郵便函に投入してもよい。

▼遞送すべき郵便物の地域は左記各航空路の甲、乙、各郵便局區内相互間に發着するものに限られて

ある

●東京大阪線

甲（東京府）（八王子局及小笠原島局を除く）及横濱市内の各一、二等局
乙（大阪、京都、及神戸市内の各一、二等局、伏見、堺、尼崎、西宮の各局
出發日時（東京及大阪とも毎週、月、水、金曜日午前

●大阪福岡線

甲（大阪、京都、及神戸、市内の各一、二等局、伏見、堺、尼崎、西宮の各局
乙（福岡、博多、久留米、小倉、門司、若松、八幡、及戸畑の各局
出發日時（大阪は毎週、月、水、金曜日午前
福岡は毎週、火、木、土曜日午前

●大阪大分線

甲（大阪、京都及神戸市内各一、二等局伏見、堺、尼崎、西宮の各局
乙（高松、松山、今治、阪出、多度津、丸龜、善通寺、大分、別府及宮崎の各局
出發日時（大阪及大分とも毎週、月、水、金曜日午前
高松及今治寄航但し大分、高松及今治各地相互間は之が取扱を爲さず

●年賀郵便

▼年賀郵便特別取扱は毎年十二月十五日より同二十九日まで間に受付けた年賀状を一月一日の引受と看做して取扱ひ一月一日の最先便から配達を開始する特別取扱である。
 此取扱を爲し得るものは料金完納の普通通常郵便物、留置でない約束郵便物及切手別納郵便物に限るのである。料金未納不足のもの、小包、書留などは一切出せない
 ●差出方法、一束となして「年賀郵便」と書いた札を付け郵便局窓口に差出すこと尤も數が少く嵩張らないものであれば封筒に入れて表に「年賀郵便」と書いて郵便函に入れてもよい。

●選舉無料郵便

▼衆議院議員選舉の際議員候補者又は推薦届出者は其の選舉區内に在る選舉人に對し一人一通を限り選舉運動の爲にする通常郵便物を無料で差出すことが出来る。選舉無料郵便物には次の要件を必要とするのである。

- (1) 選舉無料郵便物の差出人は選舉事務長の選任を爲したる議員候補者又は推薦届出者に限るのであるが例外として前記推薦届出者が死亡其の他の理由で郵便物を差出すことが出来ない場合は議員候補者自ら差出し得るのである。
- (2) 郵便物の種類は普通通常郵便物であつて然も左のものに限られてゐる。
 - 一、重量十匁迄の無封の書狀
 - 二、私製葉書

- (3) 郵便物には左方上部に「選舉」と表示するのである。
- (4) 選舉無料郵便物の差出人は其の選舉區内に在る一集配郵便局を郵便物の差出郵便局と定め之に郵便物を差出すべき旨を届出るのである。届書には一、差出郵便局名二、郵便物の種類及通數三、差出期日四、議員候補者の氏名を記載し尙之に差出人か選舉事務長の選任者なることの證明書を添付するのである。
- (5) 選舉無料の郵便物は一市町村毎に同文であつて一回に取纏め把束して差出すことを要するのである。尙郵便物を差出すには郵便物の種類及通數を記載した郵送票及見本を添付するのである

●小包郵便料金

區	別	重		量	
		二百匁迄	四百匁迄	一貫二百匁迄	一貫四百匁迄
内地相互	同一郵便區内	一六錢	一六錢	一六錢	一六錢
	普通書留	一八錢	二七錢	三六錢	四三錢
其他	普通書留	一八錢	二七錢	三六錢	四三錢
	普通書留	一八錢	二七錢	三六錢	四三錢

内地、臺灣、樺太、朝鮮、關東、管內、南洋群島相互間

普通書留

三五〇

四四〇

五五〇

六五〇

七五〇

八五〇

九五〇

一、〇八五

註 普通小包の取扱は内地臺灣及樺太相互間に限るものとす

●郵便物の包装

▼堅固安全 包装不完全の爲めに被る自他の損害は非常なもので、内容品が傷んだり拔落ちたりするばかりでなく包装が破れて宛名も差出人も分らなくなり受取人への配達も差出人への還付も出来ないことも珍らしくない殊に小包の内容品が流動體か汁氣の出るもの又は飛散し易い染粉などであった場合は之が爲めに他の郵便物を汚損し漆の如きにありては殆んど手の付けやうのないことがある包装の不完全は郵便局の迷惑、他人の迷惑、受取人の迷惑、四方八方の迷惑となるのみならず結局は差出人自身の損害であるから郵便物は内容品の性質、形状、大小、輕重に従ひ、又遞送距離の遠近に應じて摩擦、壓迫、動搖、乾燥、浸濕、等に耐へ得る様十分堅固に、他の郵便物を害はぬやう十分安全にそれ／＼相應の包装をしなければならぬ

▼注意

▼無封書狀、定期刊行物、書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、は開封と爲し又は帶紙若は紐等を以て結束すること

▼商品見本及雛形、博物學上の標本、農産物種子は開閉自在なる箱又は囊に納むる等容易に内容が検査し得べき様包装すること、尤も蠶種は郵便局に持ち行き検査を受けたる上密封發送すること

▼小包の包み紙には新聞紙や普通の印刷用紙は絶対に禁物である、又紙函は勿論遠方へ送るものは四分位の木箱では不安である、名宛は成るべく包装の上に直に書きたる外尙荷札に記載し結付すること。

▼帶紙は遞送途中最も損傷し易きに依り特に紙質の強靱なるものを使用すること、

▼臺紙なき寫眞、書、畫、圖等にして平面の儘なるものは厚紙又は板等に挟みて差出すこと、

▼二箇以上の物件を合装するとき又は郵便物自體の重量に依り包装を破損し離脱するの虞あるものは麻絲等を以て十字形に結束すること、

▼汽車の便なき陸路又は水路を経て遠隔の地に達すべき郵便物は特に堅固に包装すること、

▼双物類は鞆に藏め又は布等で十分に包みたる上箱に入れ外包の傷まぬやうに包装すること、

▼流動體、溶け易い物及び臭氣を發する物は蠟か罐に入れ封蠟、錫鐵の類で密閉した上、堅固な箱に入れ間に綿、鋸屑などを詰め動搖せぬやうに包装すること。

▼容易に溶けなくとも溶ける虞ある物又は汁氣の出さうな物は防水布、油紙の類で包むこと。

▼「セルロイド」及び其の製品は發火し易きに付、一箇毎に紙包として互に動搖、摩擦せぬやう充分手當をした上堅固な木箱又は金屬製の箱に納め、表面に「セルロイド」と朱書すること

▽危険性の藥品、病原菌等は尙ほ特別なる包装を要し、且つ一定の資格ある者又は警察の認可を受けた者でなければ出すことが出来ない。

▽價格表記の郵便物及び約束郵便物には特別の包装を爲すべき規定がある、

▽郵便物には容積の制限があつて其れより大きくすることは出来ないが小さい方の制限はない、制限がないからと云ふて餘りに小さいのは第一取扱に困るし、他の郵便物に紛れて亡くなり易いから殊に小包郵便の場合、小さな物は手頃の大きさに包むか大きな木札を附けて置くことが肝要である

●郵便物の轉送還付

▼轉送 普通々常郵便物の配達又は還付を受けたる際受取人（又は差出人）他に移轉せる場合に移轉先を集配人に明示し直ちに轉送を求むることが出来る。

配達を受けたる後なるときは之が移轉先を附箋に明示し再び郵便に差出すことも出来る、此場合に配達を受けたる日より十日以内（社寺を肩書としたる巡禮に宛てたるものは三十日以内）ならば料金を要せざるも其の期間を經過せば新に差出したるものと看做され種類相當の料金が要る。

書留又は價格表記通常郵便物並小包郵便物の受取人（又は差出人）他に移轉の場合、宛名の家に於て之を受取らざるときは其の儘移轉先へ轉送し得るも一旦受取つた以上は新に相當料金を拂はねば轉送を請求することが出来ない。

尤も小包郵便物の受取人が増料金を要する區域へ移轉したる場合（例へば市内小包を市外へ、内地

小包を臺灣、樺太へ轉送を要する場合）は差出人又は受取人から請求ある場合に限り轉送し料金の差額を請求者から追徴する、但し普通小包は朝鮮、南洋群島又は關東廳管内へは轉送が出来ない小包郵便物の差出人は差出後受取人移轉或は自己の住所移轉等の場合を豫想して轉送還付の爲めに料金増加を要する場合には之を轉送するか又は棄却するか處分方を前以て請求して置くことが出来る。

▼還付 左の場合には郵便物は差出人に還付される

(1) 受取人所在不明なるとき。

(2) 郵便料未納又は不足なるに依り受取人之が受取を拒みたるるとき。

(3) 留置期間内に受取人出頭しないとき又期間内でも受取人から受取らない旨を申出でたるとき。

(4) 受取人朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又は關東廳管内に移轉したる場合に於て該郵便物の在中品が移出入を禁じたる物件なるとき。

(5) 受取人朝鮮、南洋群島、又は關東廳管内に移轉したる場合に於て該郵便物が普通小包郵便物なるとき、又は朝鮮、關東廳管内に於て移入税若は内國税を課すべき物品を包有する通常郵便物なるとき。

(6) 小包郵便物の受取人増料金を要する區域に移轉し又は移轉先が朝鮮、關東廳管内なる場合に於て差出人より豫め其の轉送若は棄却の請求を爲さず又は受取人より轉送の請求なきとき。

還付の爲めには別に料金は要らないが初から未納不足のものは其の不納額の二倍を徴收される、尤

も小包郵便物を増料金を要する区域へ還付するときは料金の差額を差出人から追徴せらる、
 ▼不能還付 受取人へ配達も出来ず又差出人へ還付も出来ない郵便物は逓信局又は一、二等郵便局に於て保管する、
 保管郵便物中在中品が有價物でないものは三ヶ月内に受取方を申出する者が無ければ燒棄てる、有價物で保管の出来ないものは賣拂つて其の代金を保管する、
 有價物及其の代金は一年内に受取方を申出する者が無ければ國庫の所得となる、

●郵便物の取戻、名宛變更、代金引換の取消、

金額變更、集金郵便の取消

▼郵便物の差出人は郵便局の事務に差支ない限り、其の郵便物の配達前に名宛(受取人宿所氏名)を變更し又は郵便物を取戻すことが出来る但し内容證明郵便物に限り名宛變更を請求することが出来る
 ▼代金引換郵便物の差出人は、其の代金引換前ならば代金引換を取消し又は引換金額を變更することが出来る

▼集金郵便の委託者は其の現金取立前ならば之を取消して委託の證書又は證券を取戻すことが出来る
 ▼前各項の請求は當該郵便物を差出した局に請求すべきもので其の料金は左の通りである

- 一、差立前 (準備前(郵便物を行變に納むる前)) 無料
- 準備後 一箇又は一口に付 五錢

郵便に依るもの 同

二、差立後

取戻と取消は 八錢
 帝國關東廳管内相互間 六十錢
 其の他 五十錢
 帝國關東廳管内相互間 九十錢
 其の他 八十錢

電信に依るもの 同

▼郵便物差立後右の請求をした場合は差立郵便局から名宛地の郵便局へ請求者の望みにより郵便又は電信で其旨を通知するのであるが若し其の通知の届く前に既に配達(又は代金引換、現金取立)が済んでゐた場合は最早取戻も取消も變更も出来ないから、其旨請求人へ通知がある

●日附印と消印

▼郵便料金納付の爲めに用ひた郵便切手類には郵便局で通例其の日の日附印を用ひ消印するものである、又郵便物には左記の區別により引受郵便局では引受の日附印を又配達郵便局では到着の日附印を押捺するも切手を貼つた郵便物は其の切手の消印が引受日附印をも兼ねるのである、又年賀特別取扱の場合を除いては決して其日以外の日附のある日附印を用ひないのであるから日附印は郵便物の差出到着の年月日を知る爲めに極めて必要である。

種別	引日附印押捺の區別	着
書留通常郵便物	押捺す	押捺す
價格表記通常郵便物	押捺す	押捺す
留置通常郵便物	押捺す	押捺す
速達通常郵便物	押捺す	押捺す
約束郵便物	押捺せず	留置と爲したるもの に限り押捺す
切手別納郵便物	押捺せず	留置と爲したるもの に限り押捺す
年賀特別取扱郵便物	押捺す	留置と爲したるもの に限り押捺す
市内特別取扱郵便物	押捺せず	留置と爲したるもの に限り押捺す
前記以外通常郵便物	押捺す	留置と爲したるもの に限り押捺す
小包郵便物	押捺す	速達郵便は押捺す

●料 金 還 付

一旦納めた郵便料金は左に記載する場合に限り納付人から請求があれば現金で納めたものは現金で

郵便切手で納めたものは郵便切手で還付される、

- (一) 郵便局の過失で徴収した郵便料金
 - (二) 特殊取扱の請求ありたる物を郵便局の過失で其の取扱をしなかつた場合の特殊取扱の郵便但し書留小包郵便物に在りては普通小包料と書留小包料との差額。
 - (三) 郵便局の過失で普通郵便で届く時刻よりも後れて受取人に到達したる場合の別配達料及び速達取扱料金。
 - (四) 名宛變更、取戻、代金引換の取消又は代金引換金額變更の請求ありたる場合に郵便局の過失に依り其の取扱を爲さざりし場合の請求手数料郵便
 - (五) 郵便物差出後配達證明の請求があつた場合に、郵便局の過失で其の郵便物が配達未済であつたことが分つた場合に於けるその配達證明料金。
 - (七) 亡失又は失効に依り損害賠償を爲すべき場合の書留郵便物、價格表記郵便物及び集金郵便の郵便料金。
 - (七) 閉囊配達を期間の途中で止めた場合に於ける廢止の翌月からの閉囊配達料金月割額。
 - (八) 私書函の使用を廢止して鍵を返納した場合に於ける返納の翌月分からの使用料金但し使用を始めた月から三ヶ月分は引去る。
- 料金還付の請求は、當初料金を納めた郵便局に請求すべきもので、其請求期間は前記(一)より五までは料金納付の日より六十日(六)は損害賠償決定の日より三十日(七)(八)は廢止又は返納の日より三十日。

●損害賠償

郵便物の取扱に關して郵便局より損害賠償を爲す場合及び其の賠償金額は左の通りである

- (一) 書留通常郵便物亡失のとき 一箇に付 十圓
 - (二) 書留小包郵便物亡失又は毀損のとき
 - (イ) 亡失の時は重量二百匁迄は二圓、二百匁以上は二百匁迄毎に一圓を増す
 - (ロ) 毀損の時は總重量に對する減重量の割合に依り、二百匁迄は一圓以内二百匁以上は二百匁迄毎に五十錢以内を増す(内容品全部現存する場合も毀損した部分を減重量と看做す)
 - (三) 價格表記郵便物亡失又は毀損のとき
 - (イ) 全部亡失の時は表記金額の全額
 - (ロ) 一部亡失又は毀損の時は表記金額と殘存價格との差額
 - (四) 集金郵便に依る取立金の證券を亡失し又は其の効力を失はしめたときは其の實損額、但し取立金額以内たるべきこと
 - (五) 代金引換郵便物の代金を取立てずして郵便物を渡したときは其の實損額
- 尤も前記の損害が、差出人又は受取人の過失に因りたるもの、不可抗力に因りたるもの、又は郵便物の性質若は瑕疵に因つて生じた場合は賠償を請求する事が出来ない。

- ▼損害賠償の請求は差出人からすべきものであるが差出人の承諾があれば受取人からも出来る。
- ▼請求人は郵便局の賠償決定額に對し不服ある場合は其の賠償額決定通知を受けた日より三箇月以内に民事訴訟を提起することが出来る。
- ▼郵便物差出の日より一ヶ年以内に當該郵便物の差出郵便局を管轄する遞信局に對して損害賠償の請求を爲さざるときは請求權は消滅する。

●反則郵便物

- ▼郵便禁制品 左記は郵便禁制品で郵便として差出すことは出来ない。
 - (一) 公安を妨害し又は風俗を壞亂すべき文書、圖、畫、其他の物件内務省から發賣頒布を禁止されたる各種の出版物は勿論、其以外に於ても公安を害し風俗を亂すべきものは總て禁制品である
 - (二) 爆發性、發火性其他郵便吏員に危害を加へ又は郵便物に損害を與ふべき物件但し爆發性發火性以外の藥品、生活せる病原菌及び病原菌含有の疑ある検査材料は郵便物包裝規則に依つて特別の包装を爲し、一定の資格ある者又は警察官署の許可を受けた者に限り差出すことが出来る
 - (三) 法令に依り移出入を禁じたる物件を郵便に依り移出又は移入せんとするもの
- ▼郵便禁制品を郵便物として差出したるときは五百圓以下の罰金或は科料に處せられ其の物件は沒收せらる
- ▼其他

- (一) 信書は小包郵便物と爲し又は小包郵便物に封入することは出来ぬ、尤も無封の添状又は送状は小包郵便物に封入するも差支ないのである
- (二) 左記の物件は小包郵便に依るに非ざれば郵便物として之を移出又は移入することが出来ぬ
- (イ) 名宛地に於て移入税又は内國税を課し若は差出地に於て出港税を課すべき物件
- (ロ) 移出又は移入に關し政府の許可又は検査を受け若は法令の規定に依る特別の手續を要する物件
- (三) 通貨(現行貨幣、紙幣及び兌換銀行券)は通貨價格表記としなければ之を郵便物として差出すことが出来ぬ
- (四) 金銀、寶石、珠玉其の他の貴重品は物品價格表記若は書留とするか、又は通貨價格表記に合封しなければ差出すことは出来ない
- (五) 植物の病菌及び害虫は小包郵便としなければ内地に移入することは出来ぬ、輸出入植物取締法に依つて検査を受くべき物は「植物検査品」の文字を表記しなければ小包郵便に依つて朝鮮及臺灣より内地に移入すること(鹿兒島縣大島郡及び沖繩縣に移入する植物は此限でない)並内地、朝鮮より臺灣へ移出することが出来ぬ
- (六) 煙草は政府又は政府の命を受けたる者にあらざれば郵便に依るも尙之を内地に輸入又は移入すること並朝鮮及臺灣へ移出することが出来ぬ
- (七) 寸尺、重量、容積の制限を超過したるものは郵便として差出すことは出来ぬ

(八) 有料の性質を有する物品を無料郵便として又は無料郵便物に添付して差出すことが出来ぬ

▼處分 郵便禁制品を封入し、價格表記となすべきものを價格表記とせず無料郵便の性質を有せないものを無料郵便物とし其他成規に違つて差出した郵便物は郵便法違反として告發すべきものの外は之を差出人に還付し其上料金を徴收すべきものは左の區別に従つて徴收される、差出の際用ひた郵便切手は勿論消印される。

- (イ) 郵便料未納又は不足のものは不納額の二倍
- (ロ) 通貨を價格表記とせずに差出したものは通貨價格表記料の三倍
- (ハ) 貴重品を書留又は價格表記とせずに差出したものは通常郵便物なれば書留料の三倍、小包郵便物なれば普通小包郵便料と書留小包郵便料との差額の三倍
- (ニ) 價格表記郵便物の表記金額が在中通貨の金高と異つて、其爲めに價格表記料に不足があれば其不足額の三倍
- (ホ) 通貨を價格表記とせずに差出した場合、及び表記金額が在中通貨の金高と異ふ場合に、在中の通貨が千圓を超過するときは千圓を超過する金額に對して計算した價格表記料に相當する料金の三倍

郵便物引受の際禁制品を封入すること又は成規違反のものであることの分つた場合は無論引受を拒絶するが封緘したものであつても郵便禁制品を封入し又は成規に違反したものがあつたと認められた場合は引受の際差出人に開封させて内容を検める、差出人が若し開封しなければ引受を拒絶する既に引

受けた後、其の事實ありと認めるときは引受局又は配達局で差出人又は受取人に立會開封を求め、差出人又は受取人が出頭せず或は出頭しても開封を拒みたるときは一、二等郵便局又は遞信局で開封する、其の結果禁制品封入又は反則のものはそれらに相當の處分をする。

●郵便切手類

▼發行 郵便切手類は政府之を發行し何人にも其の發行を許さぬは勿論、之に關する偽造等の不正行為に對しては嚴重なる罰則がある使用の目的で帝國政府及び郵便聯合條約國政府の發行に係る郵便切手類を偽造し、變造し、又は一度使用したものの消印を洗落して使用した者、又自分でしなくても然らした郵便切手類を使用し受授した者は十年以下の懲役に處せられる、其の未遂罪も罰せられる、單に豫備行為をしただけでも二年以下の懲役又は百圓以下の罰金である。

▼賣捌 郵便切手類の賣捌時間、電報取扱時間、電話通話取扱時間内であるが時間に制限なく受付けらるゝ郵便物、又は電報を差出す場合は時間外でも賣捌するのである。

郵便切手賣捌所に於ける賣捌時間

三月一日より 午前六時より午後十時まで
十月末日まで 午前七時より午後十時まで
十一月一日より 午前七時より午後十時まで
翌年二月末日まで

▼種類 現行郵便切手の種類は五厘から拾圓まで左の十八種である料金の高下に依りて相當價格の切手を用ふべきものである。

五厘、一錢、一錢五厘、二錢、三錢、四錢、五錢、六錢、八錢、十錢、十三錢、二十錢、二十五錢、三十錢、五十錢、一圓、五圓、十圓

▼切手帖 は幅一寸五分、長さ三寸位の小さな體裁の好い手帖で旅行の際は勿論平素携帯するにも至極利便である其の代金は

一、内國郵便用 三錢切手 三十枚 一册 九十錢
一、同 一錢五厘切手 六十枚 一册 九十錢
一、外國郵便用 十錢切手十八枚、四錢切手三十六枚、二錢切手七十二枚 一册 三圓五十錢

▼無効 郵便切手類の汚斑毀損したものは無効である尤も極些細の程度で再用できなきこと明かなものは其の儘使用し得るも紙弊と違つて繼合せたものは全然無効である。

▼記號 郵便切手類を平素多數に用ふる會社、銀行、商店、等で其の濫用盗用を取締る爲めには郵便切手類記號規則に依り承認を受ければ使用の切手類に一定の記號を入れることが出来る、此記號入切手は承認を受けない者が使用し又は豫め定めてある使用郵便局以外に使用すれば無効となる。切手類の記號は五字以内の字劃の少ない文字、又は簡単な模様で切手類を損する虞の無い様に機械で孔を穿け又は打出したものに限る。承認を受けるには一箇所又は數箇所の使用局を定め見本を添へて所轄遞信局に申請すること。手数料は金五圓、承認の効力は滿五箇年。

●私設郵便函

▼郵便函の設置なき部落又は學校、會社、工場、病院ビルディング或はアパートメント等平素多數の郵便物を差出すものは私設郵便函規則に依り所轄遞信局長の許可を受けて自費で郵便函を常設し又は期間を限つて設置することが出来る。

私設郵便函の料金は左の標準に依り遞信局長が定める。

一、取集度數 一日十度以上年額四十圓、七度以上同三十圓、四度以上同二十圓、三度以下同十二圓

二、取集延里程 一丁迄毎に年額七十錢
期間を限り私設するもの、料金は右の月割額

●徽章、日附印及切手類模造取締

▼徽章 遞信省の徽章たる「丁」を遞信大臣の許可を受けずして使用したる者は二十圓以下の科料に處せらる。

▼日附印 通信日附印に紛はしき印影を描出するもの又は之に紛はしき印影を有するものを遞信大臣の許可を受けずして製造、販賣、頒布又は使用したる者は百圓以下の罰金に處せらる。

▼切手類 未使用又は使用済の帝國政府及郵便聯合條約國政府の發行に係る現行郵便切手其他郵便

料金を表彰すべき證票に紛はしき外觀を有するものを遞信大臣の許可を受けずして印刷、製造、販賣、頒布又は使用したる者は百圓以下の罰金に處せらる。

●殖民地の郵便

▼郵便法は臺灣、樺太、朝鮮、南洋群島に施行せられ又滿洲にも準用せられて居るが左記の如く一部の事務を取扱はざるものがある。

- 1 郵便物の「別配達」を取扱はず
- 2 郵便區市内地の外集金郵便に依る取立を取扱はず
- 3 郵便區市内地及遞送沿線地並樺太廳に於て指定する地域の外郵便物の配達を爲さざることあり
- 4 前項に依り配達を爲さざる郵便物は郵便局に留置き受取人の出頭を待て之を交付するものとする

朝鮮 (郵便區市内地の外集金郵便に依る取立を取扱はず)

- 1 通常郵便物の書留、價格表記、留置、及約束郵便以外の特殊取扱を爲さず
- 2 書留及價格表記小包郵便物の代金引換、留置以外の特殊取扱を爲さず
- 3 郵便物は總て郵便局窓口に於て交付し配達を爲さず

南洋 群島 (郵便區市内地の外集金郵便に依る取立を取扱はず)

第一種 常便郵物種一書留通		第五種		第四種	
勿迄	錢	勿迄	錢	勿迄	錢
4	13	30	1	30	2
8	16				
12	19	60	2	60	4
16	21				
20	25	90	3	90	6
24	28				
28	31	120	4	120	8
32	34				
36	37	150	5	150	10
40	40				
44	43	180	6	180	12
48	46				
52	49	210	7	210	14
56	52				
60	55				
64	58	240	8	240	16
68	61				
72	64	270	9	270	18
76	67				
80	70	300	10	300	20
ト三每四以上 ス錢ニ勿金迄					

第三種		無封書狀		書狀	
勿迄	錢	勿迄	錢	勿迄	錢
20	0.5	10	2	4	3
40	1.0	20	4	8	6
60	1.5	30	6	12	9
80	2.0	40	8	16	12
100	2.5	50	10	20	15
120	3.0	60	12	24	18
140	3.5	70	14	28	21
160	4.0	80	16	32	24
180	4.5	90	18	36	27
200	5.0	100	20	40	30
220	5.5	110	22	44	33
240	6.0	120	24	48	36
260	6.5	130	26	52	39
280	7.0	140	28	56	42
300	7.5	150	30	60	45
		160	32	64	48
		170	34	68	51
		180	36	72	54
		190	38	76	57
		200	40	80	60
		ト二每十以上 ス錢ニ勿金迄		ス錢ニ勿以 増金迄上 ト三每四	

● 常便郵料
◎ 郵便料金早見表

品		物		
	4 匁迄	8 匁迄	12匁迄	
圓迄	錢	錢	錢	
10	18	21	24	
20	23	26	29	
30	28	31	34	
40	33	36	39	
50	38	41	44	
60	43	46	49	
70	48	51	54	
80	53	56	59	
90	58	61	64	
100	63	66	69	以上
110	68	71	74	四匁迄每
120	73	76	79	二金三錢
130	78	81	84	増トス
140	83	86	89	
150	88	91	94	
160	93	96	99	
170	98	1,01	1,44	
180	1,03	1,06	1,09	
190	1,08	1,11	1,14	
200	1,13	1,16	1,19	
	トス	五錢増	每二金	十圓迄
				以上

貨		運		
	4 匁迄	8 匁迄	12匁迄	
圓迄	錢	錢	錢	
10	23	26	29	
20	33	36	39	
30	43	46	49	
40	53	56	59	
50	63	66	69	
60	73	76	79	
70	83	86	89	
80	93	96	99	
90	1,03	1,06	1,09	以上
100	1,13	1,16	1,19	四匁迄每
110	1,23	1,26	1,29	二金三錢
120	1,33	1,36	1,39	増トス
130	1,43	1,46	1,49	
140	1,53	1,56	1,59	
150	1,63	1,66	1,69	
160	1,73	1,76	1,79	
170	1,83	1,86	1,89	
180	1,93	1,96	1,99	
190	2,03	2,06	2,09	
200	2,13	2,16	2,19	
	トス	十錢増	每二金	十圓迄
				以上

○價格表記通常郵便物料金

	物							
	二百 匁迄	四 百匁迄	六 百匁迄	八 百匁迄	一 貫匁迄	一 貫二 百匁迄	一 貫四 百匁迄	一 貫六 百匁迄
圓迄	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
10	23	32	41	50	59	68	77	86
20	28	37	46	55	64	73	82	91
30	33	42	51	60	69	78	87	96
40	38	47	56	65	74	83	92	1,01
50	43	52	61	70	79	88	97	1,06
60	48	57	66	75	84	93	1,02	1,11
70	53	62	71	80	89	98	1,07	1,16
80	58	67	76	85	94	1,03	1,12	1,21
90	63	72	81	90	99	1,08	1,17	1,26
100	68	77	86	95	1,04	1,13	1,22	1,31
110	73	82	91	1,00	1,09	1,18	1,27	1,36
120	78	87	96	1,05	1,14	1,23	1,32	1,41
130	83	92	1,01	1,10	1,19	1,28	1,37	1,46
140	88	97	1,06	1,15	1,24	1,33	1,42	1,51
150	93	1,02	1,11	1,20	1,29	1,38	1,47	1,56
160	98	1,07	1,16	1,25	1,34	1,43	1,52	1,61
170	1,03	1,12	1,21	1,30	1,39	1,48	1,57	1,66
180	1,08	1,17	1,26	1,35	1,44	1,53	1,62	1,71
190	1,13	1,27	1,31	1,40	1,49	1,58	1,67	1,76
200	1,18	1,27	1,36	1,45	1,54	1,63	1,72	1,81
		ト ス	五 錢 増	每 二 金	十 圓 迄	以 上		

	通							
	二百 匁迄	四 百匁迄	六 百匁迄	八 百匁迄	一 貫匁迄	一 貫二 百匁迄	一 貫四 百匁迄	一 貫六 百匁迄
圓迄	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
10	28	37	46	55	64	73	82	91
20	38	47	56	65	74	83	92	1,01
30	43	57	66	75	84	93	1,02	1,11
40	58	67	76	85	94	1,03	1,12	1,21
50	68	77	86	95	1,04	1,13	1,22	1,31
60	78	87	96	1,05	1,14	1,23	1,32	1,41
70	88	97	1,06	1,15	1,24	1,33	1,42	1,51
80	98	1,07	1,16	1,25	1,34	1,43	1,52	1,61
90	1,08	1,17	1,26	1,35	1,44	1,53	1,62	1,71
100	1,18	1,27	1,36	1,45	1,54	1,63	1,72	1,81
110	1,28	1,37	1,46	1,55	1,64	1,73	1,82	1,91
120	1,38	1,47	1,56	1,65	1,74	1,83	1,92	2,01
130	1,48	1,57	1,66	1,75	1,84	1,93	2,02	2,11
140	1,58	1,67	1,76	1,85	1,94	2,03	2,12	2,21
150	1,68	1,77	1,86	1,95	2,04	2,13	2,22	2,31
160	1,78	1,87	1,96	2,05	2,14	2,23	2,32	2,41
170	1,88	1,97	2,06	2,15	2,24	2,33	2,42	2,51
180	1,98	2,07	2,16	2,25	2,34	2,43	2,52	2,61
190	2,08	2,17	2,26	2,35	2,44	2,53	2,62	2,71
200	2,18	2,27	2,36	2,45	2,54	2,63	2,72	2,81
		ト ス	十 錢 増	每 二 金	十 圓 迄	以 上		

○價格表記小包郵便物料金

内地相互間同一郵便區市内ヲ除ク

種三第	文同封無書		文同封有書	
	勿迄	錢	勿迄	錢
三千箇以上	10	1,5	4	1,5
三千箇以內	20	2,5	8	2,5
	30	3,5	12	3,5
勿迄 錢	40	4,5	16	4,5
20 ,4 ,3	50	5,5	20	5,5
40 ,7 ,6	60	6,5	24	6,5
60 1,0 ,9	70	7,5	28	7,5
80 1,3 1,2	80	8,5	32	8,5
100 1,6 1,5	90	9,5	36	9,5
120 1,9 1,8	100	10,5	40	10,5
140 2,2 2,1	110	11,5	44	11,5
160 2,5 2,4	120	12,5	48	12,5
180 2,8 2,7	130	13,5	52	13,5
200 3,1 3,0	140	14,5	56	14,5
220 3,4 3,3	150	15,5	60	15,5
240 3,7 3,6				
260 4,0 3,9				
280 4,3 4,2				
300 4,6 4,5				

○市内特別取扱郵便料

ト一每十以上
ス錢ニ勿迄
増金迄

ト一每四以上
ス錢ニ勿迄
増金迄

四五

	四	八	十二	十六	二十	二十四	二十八	三十二
	勿迄	勿迄	勿迄	勿迄	勿迄	勿迄	勿迄	勿迄
枚	1	2	3	4	5	6	7	8
錢	23	26	29	31	35	38	41	44
錢	27	30	33	36	39	42	45	48
錢	31	34	37	40	43	46	49	52
錢	35	38	41	44	47	50	53	56
錢	39	42	45	48	51	54	57	60
錢	43	46	49	52	55	58	61	64
錢	47	50	53	56	59	62	65	68
錢	51	54	57	60	63	66	69	72
錢	55	58	61	64	67	70	73	76
錢	59	62	65	68	71	74	77	80
錢	63	66	69	72	75	78	81	84
錢	67	70	73	76	79	82	85	88
錢	71	74	77	80	83	86	89	92
錢	75	78	81	84	87	90	93	96
錢	79	82	85	88	91	94	97	100

○内容證明郵便物料金

以上
四勿迄
每ニ錢増
トス

ス
ト
四錢増
每ニ金
一枚迄
以上

四四

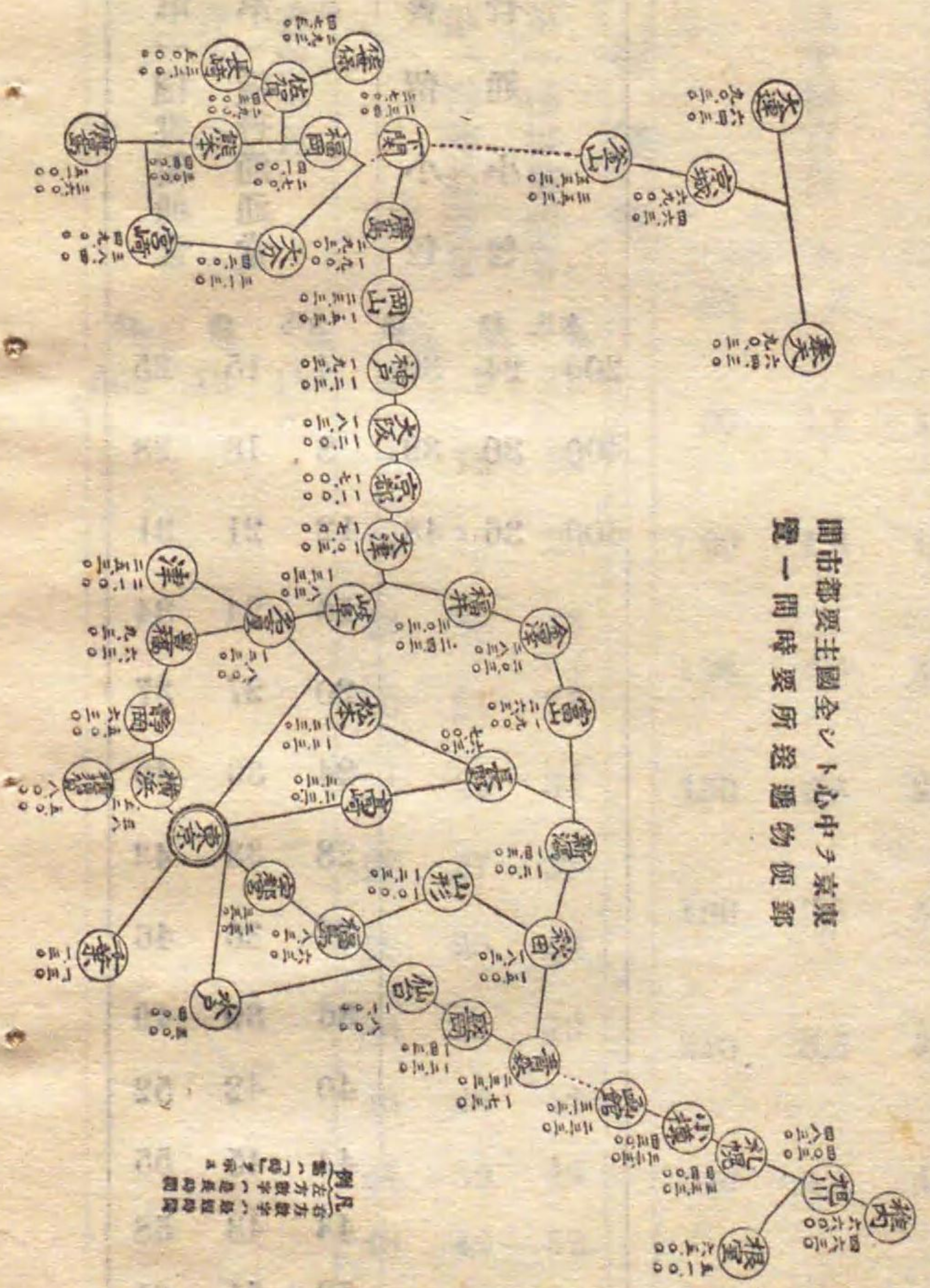
二箇郵便區內市內互相間					
普通小包			第一種普通通常		
勿迄	錢	錢	勿迄	錢	錢
20)	24	30	4	15	25
400	30	39	8	18	28
600	36	48	12	21	31
			16	24	34
			20	27	37
			24	30	40
			28	33	43
			32	36	46
			36	39	49
			40	42	52
			44	45	55
			48	48	58
			52	51	61
			56	54	64
			60	57	67

ト三每四以上
ス錢ニ勿迄
増金迄

一箇郵便區內市內互相間						○速達郵便料	第四種	
普通小包			第一種普通通常				三千個以內	三千個以上
勿迄	錢	錢	勿迄	錢	錢	勿迄	錢	
600	12	18	4	9	19	30	,6	,5
			8	12	22	60	1,1	1,0
			12	15	25	90	1,6	1,5
			16	18	28			
			20	21	31	120	2,1	2,0
			24	24	34	150	2,6	2,5
			28	27	37			
			32	30	40	180	3,1	3,0
			36	33	43			
			40	36	46	210	3,6	3,5
			44	39	49			
			48	42	52	240	4,1	4,0
			52	45	55			
			56	48	58	270	4,6	4,5
			60	51	61	300	5,1	5,0

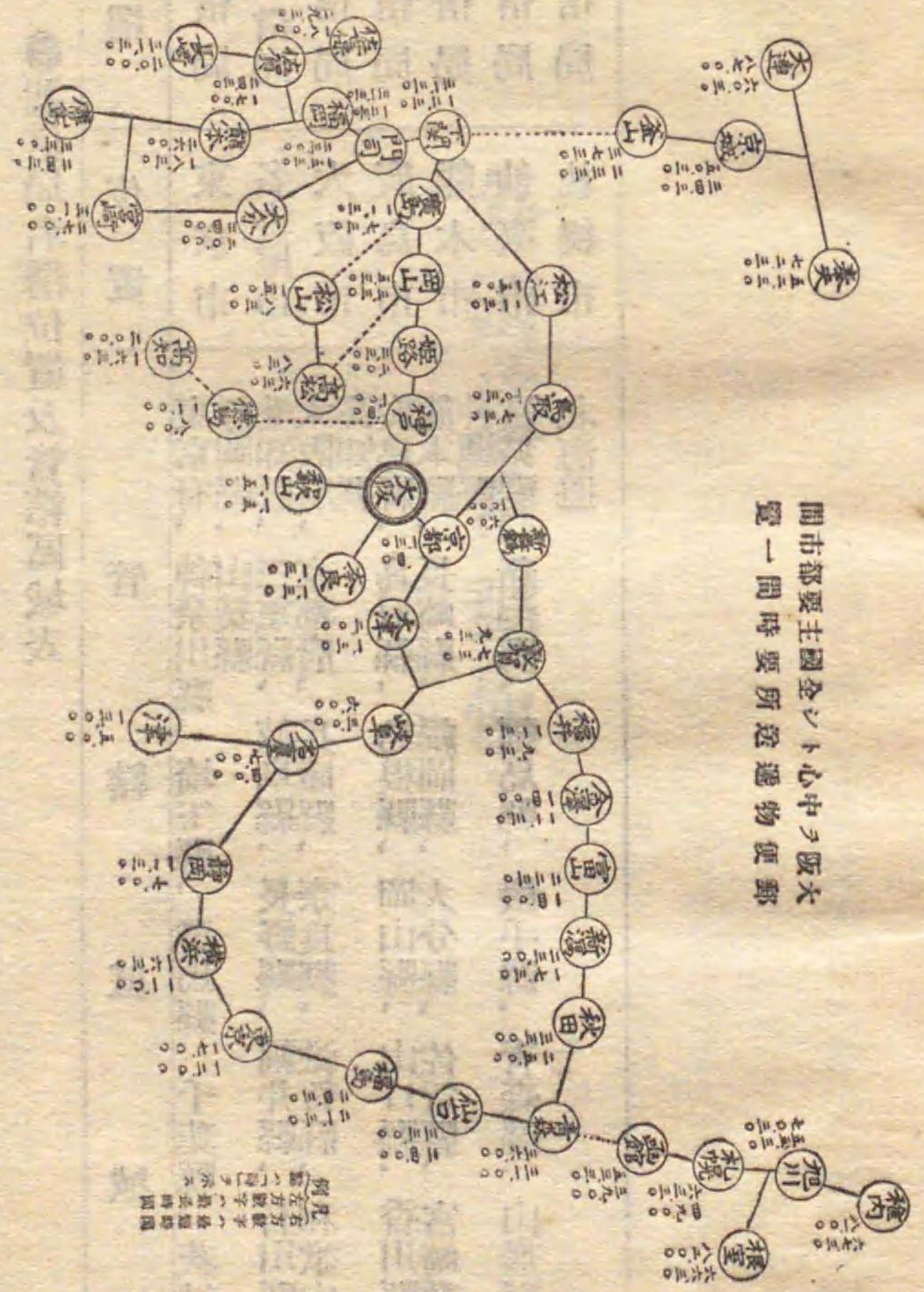
ト三每四以上
ス錢ニ勿迄
増金迄

關市都要主圖全ソト心中ヲ京東
覽一問時要所送運物便郵



凡有数字、是郵便
圖「一」外、

關市都要主圖全ソト心中ヲ阪大
覽一問時要所送運物便郵



凡有数字、是郵便
圖「一」外、

●注意要項

- ▼外國に宛て差出す郵便物には
 - (イ)名宛人の居所氏名を名宛國に於て通ずる國語にて表記面の下部、郵便物の長側に沿ひ詳細且明瞭に記載すること
 - (ロ)郵便切手は表記面の上部右隅に貼附すること
 - (ハ)差出人の居所氏名を記載し置くこと
 - (ニ)郵便切手以外の切手及郵便切手と混同し易き他の切手は表記面に貼附せざること
 - (ホ)支那宛のものは内國郵便の例に依つて名宛を記載し切手を貼附しても差支ない
- ▼外國宛郵便物は長途を遞送するものであるから充分之に耐ふる様堅固に包装し且其の包有品より發生することあるべき危険、悪臭等を防止する様包装すること
- ▼書狀 (價格表記書狀を含む) には名宛人又は名宛人と同居する人以外の人に宛てた通信又は書類を同封してはならぬ
- ▼郵便葉書の表面左半部には通信文を記載することが出来る、葉書は露出の儘で帶紙又は

封皮を用ひずに差出すこと

- ▼郵便葉書には商品見本等を添附することは出来ないが模様畫、寫眞、切手、紙札等極めて薄きものを葉書の裏面又は表面左半部に完全に糊着したものは尙葉書として取扱はる
- ▼印刷物、業務用書類及商品見本には通信文を同封してはならぬ又市價を有する物品は商品見本としては郵便に出せない
- ▼商品見本及印刷物には其の内部又は外部に發受人の住所氏名、身分、職業、發送日附、署名、電話番号、電報略號、電信暗號書名、差出人の郵便振替口座又は銀行口座を記載することが出来る又商品見本に限り其の外商標、逐次番號、代價及重量、寸尺、大小、供給し得る數量に關する記事、生産地及性質を明示する爲必要なる事項を記載することが出来る
- ▼印刷物、業務用書類及見本は郵便局にて容易に其の内容を檢查することが出来る様包装すること
- ▼透明の窓ある封皮は透明の窓か封皮の最長の寸尺に並行し名宛が同一の方向に表はれ日

附印の押捺を妨げず且窓の透明の程度が燈火に依るも名宛の讀下及文字の記載を妨げざるものなることが必要である、透明の部分が燈火を反射するもの、全部透明の封皮又は開きたる窓ある封皮は使用することを許されない

●無集配局の取扱事務制限

▼無集配二等郵便局では左のものは取扱はぬ

留置郵便物の交付 代金引換と爲したるものを除く

郵便私書函渡

▼無集配三等郵便局では左のものは取扱はぬ

支那以外の外國宛郵便物の引受

支那宛價格表記箱物 切手別納郵便物及約束郵便物の引受

留置郵便物の交付 (支那國來郵便物にして代金引換と爲したるものを除く)

郵便私書函渡

支那國宛郵便物の電信に依る取戻及名宛變更並代金引換の取消及代金引換金額の低減

●寸尺重量の制限 (一「センチメートル」ハ三分三厘「グラム」ハ二分六厘六毛ナリ)

種類	長	幅	厚	卷物體の 直徑	重量	備考
書狀	四〇以上	四五以上	四五	七五	二	
葉書	一五迄	一〇、七五迄	四五	七五	二	
印刷物及業務用書類	四五	四五	四五	七五	二	
商品見本	四五	二〇	一〇	四五	五	
價格(箱物)	三四〇	四五〇	一四五〇	七五	二	

印刷物(盲人用點字印刷物を除く)、業務用書類、商品見本は同一郵便物に合装することが出来るが此の場合には合装される各物品は夫々其の物品に適用すべき重量及寸尺の制限を受けること勿論尙其の總重量は二「キログラム」を超えてはならぬ

●通常郵便物の種類、料金

▼支那國以外の外國宛 (一「グラム」ハ二分六厘六毛ナリ)

商品見本〔農産物種子〕
其の他
表價
格書
箱物
状物

●特殊取扱の料金

種別	支那宛		其ノ他ノ外國宛	
	金	別	金	別
書達	一三〇	錢	一三〇	錢
留	一三〇	錢	一三〇	錢
證	一三〇	錢	一三〇	錢
差出の際請求	一三〇	錢	一三〇	錢
差出後の請求	一三〇	錢	一三〇	錢
配達	一三〇	錢	一三〇	錢
別格	一三〇	錢	一三〇	錢
引換	一三〇	錢	一三〇	錢
代價	一三〇	錢	一三〇	錢

三十匁毎に
四匁迄
以上四匁毎に
六匁迄
以上六匁毎に
六匁以上
分毎に

五八

一三〇
一三〇
一三〇
一三〇
一三〇
一三〇
一三〇
一三〇
一三〇
一三〇

飛行郵便

重量半オンス毎に 二〇

●料金の前納及未納不足

- ▼特殊取扱郵便物は勿論であるが普通通常郵便物でも書状及通常葉書以外のものは郵便料金を完全に前納してないと之を發送することが出来ない
- ▼書状及通常葉書で料金未納又は不足のものは名宛人から其の未納又は不足額の二倍の料金を徴収する但し此の二倍の料金が四錢未満のときは四錢に切上げて徴収する
- ▼支那宛の郵便物に付ては内國郵便の場合と同様切手別納及約束郵便の制度があるけれども其の他の外國宛の郵便物には總て日本郵便切手を貼附しなければならぬ
- ▼往復葉書の返信部は其の葉書發行國に宛て返信する場合に限り貼附又は印刷してある外國切手を有効とする
- ▼公海で郵船内に於て差出す郵便物には其の郵船の所屬國の郵便切手を貼るべきである又寄港地に碇泊中の船内で差出す郵便物には其の寄港地所屬國の郵便切手で其の國の料金率に従つて料金を納付することを要する

●書留郵便

▼書留郵便物には其の名宛面に「書留」、「Recommandé」又「Registered」と記載しなくてはならぬ
 ▼書留とする書状は郵便に差出す前に開披して再封した痕跡があつてはならぬ
 ▼書留郵便物には冠字で名宛を認めたり謄寫用鉛筆以外の鉛筆で名宛を記載してはならぬ

● 價格表記郵便

▼價格表記郵便には價格表記書状と價格表記箱物との二種類がある
 ▼價格表記書状とは有價證券又は有價の書類を包有する書状に又價格表記箱物とは珠玉又は貴重品を包有する箱物に孰れも保險を附して差出すものを謂ふのである
 ▼價格表記郵便物は其の取扱を爲す國に限がある又保險し得る金額即表記金額の最高限は國に依り異て居る、主なる取扱國と其の表記金額の最高限は左の通であるが同種郵便物の送達條件の詳細に付ては昭和三年二月二十九日遞信省告示第五百二號參照ありたし
 獨逸 (五千フラン) アルゼンティン (一萬フラン) 墮地利 (五千フラン) 白耳義 (五千フラン) 蘭 (一萬フラン) 支那 (一千圓) 丁抹 (五千フラン) 西班牙 (三千七百五十フラン) 佛蘭西 (四千フラン) グレート、ブリテン (四千フラン) 伊太利 (二千フラン) 和蘭 (五千フラン) 暹羅 (一千六百五十フラン) 瑞典 (五千フラン) 瑞西 (五千フラン) チェッコ、スロヴァキア (五千フラン) ソヴェエト聯邦 (五千フラン)
 ▼表記金額は包有品の實價を超過してはならぬ

▼價格表記郵便物は亡失、盜取又は毀損の場合には表記金額を限度として實損額を賠償する、然し詐欺の表記を爲したるものには全然賠償をしないのみならず斯る表記をしたものは司法處分を受けねばならぬ
 ▼價格表記書状は強靱なる一枚の紙にて作れる封皮に納め良質の封蠟にて封緘を施すことを必要とする尤も支那宛のものは内國郵便の例に依るも差支ない
 ▼價格表記箱物は少くとも八「ミリメートル」の厚を有する木の箱又は金屬製の箱に納め上下の二面は白紙にて覆ひ結節なき絲を以て十字形に結縛し絲の兩端に封蠟を以て封緘を施し封印すると同時に箱の前後左右の四面にも同一の封緘封印を爲すことを要する
 ▼價格表記郵便物は冠字を名宛としたり鉛筆で名宛を書いたり又は塗抹若は改竄したる表記を有してはならぬ

● 別配達郵便

▼郵便物が配達局に着いてから直に之を特使で其の名宛人に配達して貰ふのが別配達郵便であつて支那宛のものに付ては一箇に付三十錢其の他の外國宛のものに付ては一箇に付四十錢の別配達料金を前納することを要する但し此の取扱を爲す國には限があつて其の主なるものは次の如くである
 獨逸、墮地利、白耳義、支那、丁抹、「エストニア」、「フィンランド」、佛蘭西、英國、希臘、「ハンガリー」、伊太利、「メキシコ」、和蘭、「ポトランド」、「ポルトガル」、「セルブ」、クロアト、スロヴ

エーヌ、暹羅、瑞西、「チエツコ、スロヴァキア」
 ▼別配達郵便物には名宛面に「別配達」又は「Express」と記載することを要する
 ▼外國から別配達の通常郵便物が来た場合に其の名宛人の居所が配達郵便局から二里以内ならば其の儘配達されるが二里を超過するときは超過する一里毎に二十五錢を名宛人から徴収する又解船に依らなければ配達の出来ない場合は別に解船料の實費額をも徴収する

●留置郵便

▼内國郵便同様に留置の制度がある留置郵便物には其の名宛面に「留置」、「何局留置」又ハ「Poste Restante」と記載することを要する
 ▼留置郵便物の名宛には名宛人の氏名を完全に記載しなくてはならぬ、冠字、數字、名のみ、假り名又は約束記號で名宛を書いてあるものは留置とすることは出来ない
 ▼外國來留置郵便物の留置期間は三十日であるが艦船乗組人、旅行者等に宛てたもので右期間後でも交付の見込ある場合には留置期間を尙三十日以内延長することがある尤も代金引換の留置郵便物は十五日又稅付の留置郵便物は廿日留置されるだけである
 ▼本邦に於ては外國來留置郵便物にして保管開始の日より起算して七日を經過して交付するものは一日に付郵便物一箇毎に次の保管料を名宛人から徴収する
 普通又ハ書留郵便物 一箇に付一錢

價格表記郵便物 一箇に付二錢

●代金引換郵便

▼代金引換業務を施行する國へは書留又は價格表記郵便物を代金引換として發送することが出来る
 ▼料金は「特殊取扱の料金」の部に記述してある
 ▼此の業務を施行する主なる國は次の通である
 獨逸、白耳義、支那、丁抹、佛蘭西、伊太利、諾威、和蘭、蘭領東印度、瑞典、瑞西
 ▼代金引換金額は支那宛のものは千圓其の他は四百圓を超過してはならない
 ▼代金引換通常郵便物は支那宛のものは名宛面に「代金引換」又ハ「代物主收價」なる指定と代金引換金額を明瞭に記載するの外赤色の横線二條を畫することを要する又支那以外の外國宛のものは大體左の例に倣ひ郵便物の表面の上部に「代金引換」又ハ「Remboursement」なる指定と「ラテン」文字で代金引換金額とを又其下部に名宛人の居所氏名を明瞭に記載するの外表面又は裏面に差

Remboursement		切郵便
Amount: Twenty Yen and fifty Sen		
(¥ 20.50)		
Sender: Yoshio Inouye		
No. 50 Nichome Kobikicho		Kyobashiku,
		Tokio, Japan
To M _____		
Berlin Germany		

出人の居所氏名をも記載して置かねばならない

▼外国から到着した代金引換郵便物は配達郵便局に留置いて到着の旨を名宛人に通知するから十五日以内に代金と引換に之を受取らねばならない尤も代金引換の價格表記箱物で税付のものならば二十日間は郵便局に留置かれる

●飛行郵便

▼桑港以遠の米國各地宛及び米國經由歐洲南米等宛書状は差出人の請求があれば飛行郵便の取扱をする

▼此の郵便物には差出人に於て「飛行郵便」と表記し普通の郵便料の外に飛行郵便料（特殊取扱の料金）の部（参看）を前納して差出すことを要する

▼此の飛行郵便物は桑港迄は一般の汽船便で送付し桑港紐育間は米國の郵便飛行機で運搬せられ他は普通の郵便物と同様の方法で遞送せられる、桑港から紐育迄は汽車送だと五日を要するが飛行機ならば約三十時間で著く

●關稅を課せらるべき物品を包有する書状

▼關稅を課せらるべき物品は原則として書状として發送することは出来ないが例外として名宛國が關稅を課せらるべき物品を書状として輸入することを許すときは之を價格表記に非らざる書状として

發送することが出来る此の場合には稅關告知書を郵便物に内装又は結付するか包有品の種類、重量及價格を記載した紙片を郵便物の表面に貼附するの外名宛面に「課稅品包有」と記載することを要する

▼名宛國では之等の書状を開披して稅關の検査に附し課稅すべきものなるときは税金を名宛人から徴收して其の郵便物を配達する 尙外に通關料を徴收せられることがある

▼此の種の書状は本邦から外國へ差出すことは出来るが外國から本邦へ宛つることは出来ぬ此の取扱を許す名宛國の主なるものは次の如くである

獨逸、アルゼンティン、オーストラリア、聯邦、カナダ、エジプト、丁抹、佛蘭西、英領印度、和蘭、セルブ、クロアト、スロヴェニア、暹羅、チエツコ、スロヴァキア、南阿聯邦、瑞典、瑞西

●年賀郵便

▼支那國宛の年賀郵便物は内國郵便同様年賀郵便として特別の取扱を受けることが出来る（一九頁參看）

●軍艦郵便

▼外國に在る帝國の艦隊、軍艦又は其の乗組員より發し又は之に宛つる通常郵便物は遞信大臣の指定

する場合には特殊取扱と爲さざる料金完納のものに限り其の名宛面に「軍艦郵便」と記載するとき
は料金其の他に關しては内國郵便の例に依りて差出すことが出来る

●到達證

▼書留及價格表記郵便物の差出人は差出の際又は郵便物差出後一年以内に限り其の郵便物の到達證を
請求することが出来る、其の料金は「特殊取扱の料金」の部に記述してある
▼外國來郵便物で到達證の請求あるものに付ては名宛人は其の到達證に受領證印をしなくてはならぬ
已むことを得ざる事由があつて名宛人の受領證印を求むることが出来ない場合は配達郵便局で其の
配達を證明することもある

●踪跡取調

▼郵便物差出の日から起算して一年以内ならば其の郵便物の踪跡取調を請求することが出来る
▼此の請求は普通通常郵便物に付ては差出人及名宛人の孰れからも出来るが其の請求に要する料金は
支那發着のものに付ては一箇に付六錢其の他の外國發着のものに付ては一箇に付三十二錢である
▼書留又は價格表記郵便物の取調請求をすることの出来るものは其の差出人に限られて居る其の料金は
前項と同様である但し到達證を請求してある郵便物の取調請求は無料である

●轉送、還付

▼名宛人が居所を變更したる際は其の移轉先へ郵便物を轉送して貰ふことが出来る（轉送請求の方法
は内國郵便に同じ二四頁參看）此の場合には其の郵便物は差出地から新名宛地へ直接に差出したる
ものと看做されるから最初日本と支那との間に發着したものを他の外國へ轉送する場合には轉送の
爲追加料金を課せられることがある
▼内國郵便物は外國へ轉送することが出来るが轉送請求の際内國料金と外國料金との差額を納付しな
い場合は其の差額は配達の際名宛人より徴收せられる
▼不能配達郵便物は原則として差出人へ還付せられるが値なき印刷物で差出人が郵便物の外部に返送
を要する旨記載して置かないものは名宛國にて棄却せられる

●料金の還付

▼左の料金は納付人の請求に依り郵便切手を以て還付せられる
（イ）郵便官署の過失に因り徴收したる料金
（ロ）特殊取扱の請求ありたる郵便物にして郵便官署の過失に因り其の取扱を爲さざりし場合の特殊
取扱の料金
（ハ）郵便官署の過失に因り普通郵便に依りて到達し得る時刻より遅れて名宛人に到達したる別配達

取扱の料金

- (一) 名宛變更、取戻、代金引換の取消又は代金引換金額の低減の請求ありたる郵便物にして郵便官署の過失に因り其の取扱を爲さざりし場合の其の取扱料金
 - (ホ) 亡失又は全部の盗取若は毀損に因り損害賠償を爲すとき其の郵便に關する料金但し價格表記料は還付しない
 - (ハ) 業務の非常停止に因り還付するに至りたる郵便に關する料金
 - (ト) 特に條別に還付すべき旨規定してある料金
- ▼右料金還付の請求は(イ)乃至(ニ)の料金に付ては納付の日より六月、(ホ)の料金に付ては損害賠償決定の日より三十日又(ハ)の料金に付ては郵便物還付の日より三十日以内に其の料金を納付したる郵便局に請求すべきものである

● 反則郵便物

- ▼左記の物品は外國郵便禁制品であるから郵便として差出すことは出來ない
- (イ) 内國郵便禁制品
 - (ロ) 法令で輸出入を禁じてある物品
 - (ハ) 阿片、モルヒネ、ニコカイン、其の他の麻酔劑 (價格表記箱物に依る場合を除く)
- 禁制品を郵便として差出したる者は相當の罰を受けねばならぬ

▼ 其他

- (イ) 關稅を課せらるべき物品を通常郵便で發送することは出來ぬ但し價格表記箱物で送ることは差支へない又價格表記にあらざる書狀に依り課稅品を輸入することを許す國へは關稅を課せらるべき物品を書狀に依り送ることが出來る (六四頁參看)
- (ロ) 生きて居る動物は通常郵便では發送することが出來ぬ但し蜜蜂及蠶は適當に包裝すれば發送することが出來る
- (ハ) 硬貨、銀行券及紙幣、金、銀、寶石、珠玉其の他貴重品は書留にすれば送り得るが普通郵便では發送することが出來ぬ
- (ニ) 生きて居る動物、加工し又は加工せざる金、銀、寶石、珠玉其の他の貴重品及硬貨は價格表記書狀に依り發送することは出來ぬ
- (ホ) 流通貨幣、銀行券又は各種持參人拂有價證券、證書及業務用書類の種類に屬する物品は價格表記箱物に依り發送することは出來ぬ
- (ヘ) 價格表記箱物に文書又は書狀を挿入することは出來ぬ但し必要の記載に止まる無封の案内書及差出人の居所氏名を附記したる箱物の名宛の寫一通は挿入しても宜しい
- (ト) 阿片、モルヒネ、ニコカイン、其の他の麻酔劑にして醫術上の目的にて發送するものは名宛國にて之を許すときは價格表記箱物に依り發送することが出來る
- (チ) 郵便に關する條約に依り郵送を許さざる物品で外國に於て定むるものは告示してあるから斯る

物品を郵便に差出してはならぬ

(リ) 寸尺又は重量の制限を超過したるもの其他各種郵便物に付定められたる條件に適合せざるものは郵便として差出すことは出来ぬ

▼ 反則の郵便物は郵便法違反として告發すべきものゝ外差出人に還付せられる

● 價格表記箱物の通關

▼ 價格表記箱物は到着の際税關の検査を受けねばならぬ其の結果關税を課せらるゝときは郵便局から其の旨宛人に通知があるから廿日以内に關税を支拂て其の郵便物を受取することを要する、本邦では配達の際郵便物一箇毎に通關配達料十錢を徴收する

● 取戻、名宛變更、代金引換の取消又は金額變更

▼ 郵便物の差出人は郵便又は電報に依り郵便物の取戻、名宛の變更、代金引換の取消、代金引換金額の變更を請求することが出来る但し英國、南阿聯邦、「オーストラリア」聯邦、「カナダ」、「英領印度」、「ニュージールランド」並英國諸殖民地及保護領宛郵便物は取戻すことが出来ない

▼ 此の請求を爲さんとする差出人は正當本人たることを證明して請求書を郵便局に差出さねばならぬ之に要する料金は左の如くである

(イ) 取戻及名宛變更の請求料金

一、引受郵便官署に於ける發送準備着手後 一箇に付 五錢

外國に差立準備着手前 一箇に付 八錢

二、郵便に依る請求 外國に差立準備着手後 一箇に付 支那宛のものは 十二錢、其の他の外國宛のものは 二十六錢

外國に差立準備着手前 取戻の場合 五十錢、名宛變更の場合 八十錢

三、電信に依る請求 外國に差立準備着手後 取戻の場合 電報料金實費額、電報料金實費額及支那宛のものは 十三錢、其の他の外國宛のものは 二十六錢

(ロ) 代金引換取消の請求料金 取戻の請求料金に同じ

(ハ) 代金引換金額低減の請求料金 名宛變更の請求料金に同じ

● 受領證謄本の請求

▼ 書留又は價格表記の郵便物の差出人は其の郵便物差出の際又は差出後二年内は受領證の謄本を引受郵便局に請求することが出来る其の料金は謄本一通に付五錢である尤も差出後に請求するときは關係郵便物の受領證を呈示することを要する

● 外國郵便締切豫告

▼外國郵便の締切豫告は郵便局から常時之を受けることが出来る、其の豫告は普通郵便で請求者に送付するのであるが其の料金及取扱郵便局は次の通である

- 東京中央郵便局 曆月一月又は其の未滿に付 一圓
- 大阪中央郵便局 曆月一月又は其の未滿に付 一圓
- 横濱郵便局 曆月一月又は其の未滿に付 一圓
- 神戸郵便局 曆月一月又は其の未滿に付 一圓
- 長崎郵便局 曆月一月又は其の未滿に付 一圓
- 門司郵便局 曆月一月又は其の未滿に付 一圓
- 敦賀郵便局 曆月一月又は其の未滿に付 一圓
- 小樽郵便局 曆月一月又は其の未滿に付 五十錢

●國際返信切手券

▼相手方に郵便料金を負擔せしめず其の人から返信を受けんとする場合に日本國內相互間ならば返信料相當の郵便切手を封入送付すれば其の目的を達するが日本の郵便切手は外國では料金前納の効力がないから相手方が外國に居るときは日本の切手を送つても駄目である、斯様な場合は國際返信切手券を郵便局で買て送れば宜い、其の賣價は一枚十六錢で之を外國の郵便局へ差出せば其の國から本邦に宛つる書狀の第一通分の料金に相當する郵便切手に引換へられるのである

▼返信切手券の有効期間は發賣の月の翌月から六ヶ月以内である

▼外國で賣捌きたる返信切手券を我郵便局で郵便切手に引換て貰ふときに其の引換たる切手を貼て出すべき郵便物をも引換と同時に差出すことを郵便局で要求することがある、此の要求に應ぜぬと引換を拒絶せらるゝことがある

●本人票

▼郵便物の交付又は爲替の支拂等郵便局の總ての取扱に付本人たることを證明する證據書として本人票なるものを郵便局から請求人に交付する制度がある、本邦の郵便局では未だ本人票の交付事務を取扱はないが外國の郵便局で交付した本人票は日本でも有効に使用することが出来る

▼本人票は其の發行の日から三年間經過すると無効になる

●損害賠償

▼書留郵便物の亡失、價格表記郵便物の亡失、盜取又は毀損、代金引換郵便物の引換金額の全部又は一部の不取立が郵便官署の過失に因るときは郵便官署は損害の賠償をすることになつて居る

▼價格表記郵便物を受取るときには異狀損害の有無に能く注意し異狀損害ありと認めたるときは直に其の旨を申立て一旦郵便物の受取を拒絶することが必要である、郵便物を受取つた後で損害があることを發見しても其の損害が郵便官署の取扱中に起つたか配達後に起つたか判定に困難であるから結局損害の賠償を受けることが出来なくなる惧がある

受取を拒絶すると郵便局では申立人と立會の上で郵便物を開披して損害の有無を検査し損害が無ければ郵便物を申立人に交付するが損害があれば損害調書を作つて申立人に交付し郵便物は郵便局に留置く尤も申立人が損害調書を承認し後日損害賠償を爲すべきことを留保して郵便物を受取ることもある

▼損害賠償の請求を爲さんとする場合は次の各項を記載した損害賠償請求書を郵便官署に差出すのである

郵便物の種別、番號、名宛人及差出人の居所氏名、差出年月日、包有品の名稱、數量及實價、請求金額

前項に依て損害調書を受取てある場合には其の調書を右の請求書に添附する必要がある

▼書留郵便物の亡失、價格表記郵便物の亡失、盜取又は毀損及代金引換郵便物の代金引換金額の全部又は一部不取立の場合の損害賠償請求者は差出人に限る尤も價格表記郵便物の亡失、盜取又は毀損の場合には差出人が名宛人の爲に賠償請求權を拋棄したることを立證すれば名宛人から賠償の請求を爲すことが出来る、請求書は差出人から請求する場合は其の郵便物を引受けた郵便局に又名宛人から請求する場合は配達郵便局に之を差出すのである

▼損害賠償の責任及其の金額は逓信省に於て審査し其の決定を請求人に通知する

▼賠償金の限度は左の通である

(イ)書留郵便物は

- (A)支那國宛のもの一箇に付 九圓六十七錢五厘
- (B)其の他の國宛のもの一箇に付 十九圓三十五錢
- (ロ)價格表記郵便物に付ては表記金額
- (ハ)代金引換金額の全部又は一部不取立の場合は取立を洩らしたる金額

◎主要都市宛通常郵便物最短遞送所要日數(東京を起算點とす)

都市名	遞送便名	東廻便	西廻便	西比利亞便
桑	アト	十一日		
シ	ル	九日		
紐	教育	十五日	四十二日	十六日
倫	里	二十三日	四十二日	十六日
巴	林	二十四日	四十一日	十六日
伯	海	二十五日	四十二日	十五日
モ				十三日
上	ス		五日	
	コ			

◎注意要項

七八

▼外國小包は本邦と佛、獨其の他七十餘箇國との間に締結せる萬國聯合小包約定、米國、英國、支那其の他と本邦との間に別々に締結せる日米小包約定、日英小包約定、日支小包約定、日加小包約定、日墨小包條約、日濠小包約定、日海小包約定及日香小包約定等に依り本邦と諸外國との間に交換するものであつて其の料金、扱方等は條約及遞送線路の異なるに従ひ種々相違して居る、小包差出の際差出人は「小包郵便」なる文字及其の遞送線路を小包の表面に書て置くことが必要である、小包料金表中經由國の欄に書てあるのが即ちそれである、其の他外國小包を差出すに付て心得て居なければならぬことは大體左の通である

- (イ)各小包の重量、容積制限、包裝方、料金及郵便禁制品等に付ては別項參看のこと
- (ロ)名宛人の居所氏名は名宛國に於て通用する國語にて略字を用ひず詳細且明瞭に認むることを要し鉛筆書を許さず尙表書破損等の場合の用意に名宛人及差出人の居所氏名を記載したる紙片を小包に同封するを便とす

- (ハ)米國小包以外の小包には必要事項を記入したる送狀一枚及税關告知書の所要枚數(所要枚數は宛國に依り相違す)又米國小包には税關告知書一枚を添附すること(用紙は郵便局にて交付す)

- (ニ)税關告知書には包有品の名稱、數量及價格を種類別に正確に記載し織物、莫大小製品其の他の物品にして輸出認可證を要するもの、獸毛製品等消毒證明書を要するもの又小包の名宛國が原產地證明若は領事證明を要求するものに付ては此等の書類を添附すること

- (ホ)聯合小包及支那小包に付ては差出の際同小包が不能配達と爲りたる場合の處分方法を必ず小包面及送狀の裏面に指示すること(送狀の裏面に列記以外の事項は請求するを得ず)其の他の小包(南阿聯邦小包を除く)に付ては差出の際左の二事項の中の一を小包面及送狀の裏面(米國小包には小包面のみ)に記載し請求することが出来る

(甲)抛棄したるものと看做されたし

七九

(乙)……………に配達せられたし

右の請求なき小包が不能配達と爲りたるときは名宛國の内國規則に依る留置期間(十五日乃至四十五日)經過の後差出人の費用にて返送せらるべし

▼米國小包には普通と書留との區別がある書留小包は普通小包料の外に書留料として十錢を要するのであるがそれは單に無料で到達證を受くること又は取調請求を爲すことが出来るに止まり内國の所謂書留小包とは性質が同じではない米國以外の小包には普通とか書留とかの區別はない

●無集配局の取扱事務制限

▼通常郵便の場合と同じである但し無集配三等局は當分の内一般に支那宛小包の引受事務をも取扱はないのであるが左の各局は特に之が取扱を爲す
富山四十物町、大阪平野町、大阪北久寶寺町、大阪本田、大阪高麗橋三、大阪隆平橋、大阪新町橋、大阪新一橋、京都東洞院佛光寺、京都丸太町川端の各郵便局

●小包の包装方法

▼外國小包は概して長距離の遞送を必要とし途中船車の積換を受くることも少くないのであるから目

的地迄安全に到達する様に充分堅固に包装することが必要である從來の經驗に依ると包装不完全の結果在中品が紛失したり破損した様な例も少なくない、在中品を盗まれる様なことも包装の不完全に基因する場合が多いのである、又外部に明かなる作爲を加へなければ内部の品物に手を觸れることが出来ない様にし米國小包以外の小包には同一の封蠟、封鉛又は其の他の方法を以て封緘し且封緘の面に差出人の印影又は特殊の記號を付することを要す但し非價格表記の支那宛小包には封印を省略しても差支はない

▼米國小包は包装の完全を要することは他の小包と同様で且封緘はしても良いのであるが此の小包は強靱なる紙包とし又は布袋に納めたる上糸にて縛るか釘付又は螺釘付の蓋を有する木箱に納むる等容易に包有品を検査し得る様に包装することが必要である但し罐詰類の如く在中品を英語にて標記せるものは其の儘上記の木箱に納め送付することは差支ない

▼小包の宛名は郵便物自體又は之に確と結附したる票札に記載すること但し英國小包、香港小包及海峽殖民地小包にして貴重品を包有するもの宛名は必ず郵便物自體に記載しなければならぬ

▼其の他特殊の物品に對し特別の包装を要するもの左の通

(イ)郵便吏員を傷害し又は他の郵便物を毀損する虞ある物品は此等の危険を防止する様に包装すること
(ロ)貴金屬、金屬製品又は重量多き物品を包有するものは特に堅牢なる金屬製の箱又は少くとも一センチメートルの厚を有する木製の箱を使用すること

(ハ)液體及液化し易きものは二重の容器に納め第一容器(罐、ガラスコ、壺、箱等)と第二容器(金屬製、堅牢なる木製又は質強靱なる波狀板紙製の箱)との間には成るべく多くの空隙を設け鋸屑、糠、其の他總ての吸収性又は保護性の物質を以て填充すること尙米國小包なるときは其の表面に「Fragile」と記載する(イ)と

(ニ)染料(「アニリン」等)は堅牢なる鉄力製の箱に納めたる上更に木製の箱に納め兩容器の間に鋸屑を填充すること

(ホ)非染料の乾燥粉末は金屬製、木製又は板紙製の箱に納め更に布製又は羊皮紙製の袋に納むること

(ヘ)米國小包に依る脂肪質の物品、染粉又は其の他の粉狀物は「ブリキ」製の罐に納め封鉛を施したる上堅牢なる木製の箱に納め更に其の外部を強靱なる布を以て被覆して小包の表面には其の包有品の區別に従ひ「Grease」、「Dye in Powder」又は「Powder」と記載する(イ)と

▼「セルロイド」及其の製品(活動寫眞用「フィルム」等)を包有する小包は包有品一箇毎に紙包と爲し且各箇の動搖摩擦を防ぎ得る様装置を爲したる上堅固なる木製又は金屬製の箱に納め小包の表面に「Celluloid」と朱書すること尙左記各國宛のものに付ては左表の特別包装を施すに非ざれば郵送することが出来ない但し「アルゼンティン」は「セルロイド」及其の製品の郵便に依る輸入を絶體に許さない

國名	包装	方法	備考
獨逸	粗製「セルロイド」及「セルロイド」製活動「フィルム」は堅牢なる木箱にて包装し該品包有の旨包装面及送狀に記載すること		
「ブラジール」	「セルロイド」製品及活動「フィルム」は鉄力罐又は金屬製容器に納むること		
「エストニア」	「セルロイド」製品は「Celluloid」と明記せる白色の票符を貼附すること、其の包装方は本邦に於て定むるところのものに同じ		
佛蘭西	「セルロイド」を包有する小包には「Matière inflammable」と明記せる票符を貼附すること、其の包装方は本邦に於て定むるところのものに同じ		
英國	粗製の「セルロイド」及活動「フィルム」は鉄力箱に納め更に堅牢なる「セルロイド」の溶液は木箱に納むることを要し包装面には「Flims」又は「Celluloid」と黒絶體に輸入することを書せる白地の票符を貼附すること		得ず
英領印度	「セルロイド」を包有する小包には「Celluloid」と太書せる票符を貼附すること、包装方は本邦に於て定むるところのものに同じ		
「カナダ」	液狀以外の「セルロイド」及「セルロイド」製品を包有する小包には「Celluloid inflammable」と明記すること、包装方は本邦に於て定むるところのものに同じ		「セルロイド」の溶液は絶體に輸入することを得ず

濠洲聯邦	活動「フィルム」及「セルロイド」製品は木製又は金屬製の箱に納め更に金屬製の箱にて包装すること
「メキシコ」	「セルロイド」及活動「フィルム」は金屬製の箱に納め更に堅牢なる木製又は鐵板製の箱に納めたる後更に纖維質の厚紙又は絶縁性の物質を以て之を覆ふことを要す尙此等の郵便物には火氣注意の黄色の菱形票符を貼附すること
「ポーランド」	「セルロイド」及全重量の二〇%の「セルロイド」を包含する商品は堅牢なる木箱に納め密封すること二〇%を超えざるものは厚紙の包装にて可
「ポルトガル」	「セルロイド」製品は「ハンダ」附の鉄力罐に納め外装には木箱を用ふること
瑞典	「セルロイド」製品又は活動「フィルム」を包含する小包には「Papiers」又は「Celluloid」と明示せる著色の票符を貼附すること、包装方は本邦に於て定むるところのものと同じ
「チッコ、スロヴァキア」	「セルロイド」及其の製品を包含する郵便物には「Celluloid」又は「Opaets en Celluloid」と明示せる赤色の票符を貼附すること、其の包装方は本邦に於て定むるところのものと同じ

●容積重量の制限

▼小包の容積重量の制限は左の通

種類	容積	重量
聯合小包	一面の寸尺一メートル二十五センチメートル(四尺一寸二分)但し西班牙宛のものに限り一メートル(三尺三寸)及容積五十五立方貫三百三十三匁	五キログラム(一貫三百三十三匁)
「メキシコ」小包	一面の寸尺六センチメートル(一尺九寸八分)及容積二十五立方貫三百三十三匁(「デシメートル」傘、杖、地圖又は繪圖の如き形状の物品を包含するものにして幅、厚各二十センチメートル(六寸六分)を超過せざるものは長一メートル(三尺三寸)	五キログラム(一貫三百三十三匁)
「カナダ」小包	長二尺(一呎)並幅及厚各一尺(一呎)	一貫三百二十匁(十封度)
海峽殖民地小包	長一メートル五センチメートル(四尺一寸二分)並長及横周ヲ合シテ一メートル五センチメートル	一貫三百二十匁(十封度)
英國、米國、香港、濠洲及南阿聯邦小包	長三尺五寸(三呎六吋)並長及横周を合して六尺(六呎)	一貫三百二十匁(十封度)
支那小包	一面の寸尺一メートル二十五センチメートル(四尺一寸二分)及十立方貫六百六十六匁(「デシメートル」但し鐵道若は汽船の通ぜざる各地宛小包に付ては聯合小包に同じ)	一貫三百二十匁(十封度)

▼聯合小包、「メキシコ」小包又は支那小包の容積制限を超過せざるや否やを檢查するには左の方法

●小包の種類及料金

佛 蘭 西	名 宛 國 種 別 經由 國 差 立 郵 船	聯合條約に依るもの 特別條約に依るもの 料
英國小包英 國日 ダ(「カナ」經由)	(一)	
聯合小包直接 聯合小包伊太利 日佛日	(二)	
英國小包英 國日 ダ(「カナ」經由)	(三)	
聯合小包直接 聯合小包伊太利 日佛日	(四)	
	(五)	聯合條約に依るもの 特別條約に依るもの 料
	(六)	
	(七)	
	(八)	
	(九)	

獨 逸	英國小包英 國日 ダ(「カナ」經由)	聯合小包佛 國日 佛日	聯合小包伊太利 日 日	聯合小包直接 獨日 日
	船	船	船	船
	一〇九六八	一〇九〇	一〇九〇	一〇八六六
	一〇九四八	一〇九八	一〇九八	一〇八四二
	百二十 匁	百二十 匁	百二十 匁	百二十 匁
	百四十 匁	百四十 匁	百四十 匁	百四十 匁
	百八十 匁	百八十 匁	百八十 匁	百八十 匁
	百四十 匁	百四十 匁	百四十 匁	百四十 匁
	百八十 匁	百八十 匁	百八十 匁	百八十 匁
	百四十 匁	百四十 匁	百四十 匁	百四十 匁
	百八十 匁	百八十 匁	百八十 匁	百八十 匁

濠洲	關領	海峽	香	英領	南阿弗利加	エジプト
聯邦	東印	殖民地	度	印	聯邦	ト
聯合小包	濠洲小包	地峽殖民地	香港小包	聯合小包	南阿聯邦	聯合小包
英領印度	直	直	直	直	直	直
日他郵船	日他郵船	日他郵船	日他郵船	日他郵船	日他郵船	日佛日
二〇六	一三〇			一三〇		四〇九 〇四六
二七〇	一七〇			一七八	三三〇 二四八	一〇六 〇六八 〇八〇
八〇	七二	一五〇 五〇	一〇六	二〇二		
一七〇	二六	一三〇 九〇	二〇二			
二六〇	八〇	一三〇 一〇〇	三〇〇			

一〇三

百二十
其ノ端
十貫三
十々迄

メ	ベ	チ	アル	ヨ	ア	運	ピ	ル	米	米	亞
キ	ル		ゼ	ン	諸	河	ン	ト	國	本	米
シ			ン	テ	島	地	諸	諸	屬	土	米
コ			イ	イ	諸	帶	島	島	地	土	米
シ			ン	ン	島	米	諸	諸	即	土	米
			ト	ン	島	領	島	島	ち	土	米
			マ	ン	諸	薩	諸	諸	布	土	米
			ス	ン	島	摩	島	島	哇	土	米
			ジ	ン	聖	薩	諸	諸	の	土	米
				ン	島	摩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩	諸	諸	他	土	米
				ン	島	薩	島	島	他	土	米
				ン	聖	摩</					

外國に差立準備着手後	取戻又は代 金の引換 消場の取 名宛変更 は代引換 金額の低減 の場合	電報料 金實費 電報料 金實費 の外	二六
受領證謄本請求料	一通に付		一〇五
特別配達料	帝國內の他の郵便區内 内國圖書留小包料金 廳管内日滿小包料金		一〇五
内國轉送料	海峽殖民地小包 は聯合小包に同	聯合小包に同じ	五
不能配達小包處分 方回答料	聯合小包に同じ 超過する小包に付ては 超過する小包に付ては は其の重量二百匁以上 には其の重量二百匁以上 小料に九錢は日滿	電報料金實費の外 聯合小包に同じ	一〇五 三 六
	第一回目の配達より 一回郵便區内に於け ては轉送又は返送に付 ては無料とす		

通關配達料	一〇
小包受領前積戻再 輸出の爲税關に申 請の場合の届出料	一〇
	一〇
	一〇

●反則郵便物

▼左の物品は外國小包として差出すことは出来ない

(イ)内國郵便禁制品

(ロ)法令に依り輸出入を禁ずる物品

(ハ)阿片、モルヒネ、ニコライン、其の他の麻酔劑但し醫術上の目的にて輸入することを許す國に宛てたるものは此の限に在らず郵便局に付照合のこと

禁制品を郵便として差出した者は内國郵便の場合と同様相當の罰を受けねばならぬ

▼外國に於て輸入を許さざる物品は諸外國の通知に基き遞信省之を告示するのであるが往々外國の通知が遅れたり又は洩れたりすることがあるから商品などを小包で出す場合には成るべく名宛人と打

合をした上出す方が安全である

▼信書又は通信文の性質を有する文書は小包郵便物に封入することは出来ない尙聯合小包には小包の

名宛と違つた名宛を有する書狀以外の通常郵便物を封入することを禁じられて居る但し無封の案

- 内書、送り状の類は封入して差支がない
- ▼生きた動物を小包に依り發送することは出来ない但し適當に構造せる箱に納めたる蜜蜂は英國「カナダ」、海峽殖民地、香港又は濠洲へは送れる
- ▼硬貨、金銀其の他の貴重品を價格表記を許す國に宛て非價格表記小包として發送することは出来ない、濠洲小包では金銀貴重品の郵送は絶體に許されない
- ▼重量、寸尺又は容積の制限其の他成規に違反して差出したる小包は原則として差出人に還付す此の場合には郵便料を追徴しない
- ▼禁制品を包有したる爲名宛國より返送されたる聯合小包、支那小包又は海峽殖民地小包に對しては相當返送料金を徴收される
- ▼反則の郵便物は郵便法違反として告發するものの外は差出人に還付せられるのであるが外國來小包中に包有せる爆發性、發火性又は危險性の物品及猥褻又は不道德なる物品は發見したる場所に於て毀棄せられる

●價格表記小包

▼聯合小包、支那小包、英國小包、香港小包又は海峽殖民地小包は價格表記として發送することが出来る、其の表記金額制限及價格表記料は宛國に依り一樣でない又聯合國中には價格表記を許さないものもあるから此等は總て外國小包料金表に依りて知るか又は郵便局に付問合すこと

- ▼表記金額は小包在中品の實價より下ることは差支ないが實價以上にすることは出来ない實價を伴り表記するときは損害賠償請求權を失ふのみならず詐欺表記として司法處分を受けねばならぬ
- ▼小包の表面には「價格表記」と明記すること
- ▼表記金額は完全に「ラテン」文字及「アラビア」數字にて明瞭に記載すること證明の有無に拘らず塗抹改竄は許されない但し支那小包の金額表示は漢字を以てして差支ない
- ▼包裝の完全を要することは勿論であるが封緘其の他の封緘及小包に貼附する郵便切手、票符類は間隔を設けて包裝の損所を隠蔽せざる様又切手類は包裝の両面に跨らざる様貼附せなければならぬ、尙封緘に使用した差出人の印影又は記號の複寫を送狀面に付して置くことが必要である

●代金引換小包

- ▼聯合小包又は支那小包にして左記各國(主なるものを掲ぐ)宛のものは代金引換として發送することが出来る
- 白耳義、白耳義「コンゴ」、支那「ダンチツヒ」自由市、丁抹、「エジプト」、スーダン、佛蘭西、佛領印度、印度支那、獨逸「アイスランド」、伊太利、和蘭、蘭領東印度、「ポルトガル」、瑞典、瑞西
- ▼小包の表面には「代金引換」と明記すること
- ▼代金引換金額は完全に「ラテン」文字及「アラビア」數字にて明瞭に記載すること證明の有無に拘らず塗抹改竄は許されない、但し支那小包の引換金額は漢字にて表示し差支ない

- ▼料金は別項參看のこと
- ▼代金引換金額の制限は支那は一千圓、其の他の國は最高四百圓、一千「フラン」又は四十「ポンド」以内にて國々に依り一定せず
- ▼外國來代金引換小包は配達局に留置き其の到着を名宛人に通知し代金と引換に交付するのである
- ▼代金引換小包の留置期間は十五日にして税付のものは二十日である

●留置小包

- ▼外國小包は「ブラジル」宛のものを除くの外留置として發送することが出来る
- ▼小包の表記には「留置」と明記すること
- ▼外國來小包の留置期間は三十日であるが艦船乗組人、旅行者等宛のものは交付の見込がある場合には三十日以内更に延長することがある
- ▼留置小包が代金引換又は税付のものなるときは代金引換又は税金納付の期間を留置期間とす
- ▼外國來留置小包を其の配達局に到着後七日を經過して交付するときは別項の保管料を徴收するものとす

●別配達小包

- ▼聯合小包、英國小包又は支那小包は別配達とすることは出来る其の主なる取扱國は次の通である

澳地利、白耳義「チリ」、支那、「コロンビア」、「チェッコ」、スロヴァキア、「ダンチツヒ」、自由市、丁扶、「エジプト」、佛蘭西、印度支那、獨逸、英國、和蘭、諾威、「ポーランド」、「ポルトガル」、暹羅、瑞典、瑞西

- ▼小包の表面には「別配達」と明瞭に記載すること
- ▼外國來別配達小包にして配達局より遠隔せる地方に宛てたるものに對しては別項記載の別配達補充料金を徴收せられることがある
- ▼別配達小包の特使に依る配達は一回限とす、代金引換又は税付のものは其の到達通知書を別配達す

●課金別納小包

- ▼聯合小包の差出人が其の小包に對し名宛國に於て賦課せらるべき關稅其の他郵便料金以外の課金を名宛人に代り負擔することを希望するときは差出の際之を請求することが出来る此の小包は課金別納小包と稱し之には總ての課金の別納と關稅のみ別納との二種の取扱區別があるから差出人は其の希望するところに従ひ「課金別納」又は「關稅別納」なる文字を小包の表面に明記することを要す

- ▼課金別納を請求するときは同時に相當の保證金（包有品の價格の五割を標準とす）を郵便局に納付するのであるが場合に依りては保證金の納付を免除し又は別に保證人連署の保證書を差出さしめる

ことがある

▼本邦に於て課金別納小包を取扱ふ郵便局は各一等郵便局並麹町、青山、本郷、日本橋、京橋、横濱、櫻木、大阪川口及三宮の各郵便局である

▼課金別納小包に賦課せられたる課金の清算を名宛國より要求ありたるときは引受局より其の旨通知するから差出人は通知書の日附より二十日以内に引受局に於て其の清算を受けねばならぬ此の場合差出人は十錢以内の手數料を徴收される

▼當分左の各國は課金別納小包の取扱を爲さない

- 「アルバニア」、「アルゼンティン」、「白耳義」、「コンゴ」、「ボリヴィア」、「ブルガリア」、「支那」、「コロンビア」、「コスタリカ」、「キューバ」共和國、「エジプト」、「エクアドル」、「エストニア」、「西班牙」、「西班牙殖民地」、「エシオピア」、「亞細亞ニ於ケル佛國委任統治地」、「シリア」、「グランドリバン」及「アラウイト」、「佛領印度」、「佛領西阿弗利加」、「カメルン」、「佛領赤道阿弗利加」、「ガボン」、「モアイアン」、「コンゴ」、「ウーバング」、「シアリ」及「チャッド」、「太平洋佛國殖民地」、「亞米利加ニ於ケル佛國殖民地（佛領「ギアヌ」、「マルチニク」、「ガドループ」等）」、「聖「ピエール」及「ミクロン」、「希臘」、「グアテマラ」、「ハイティ」、「ホンデュラス」、「英領印度」、「伊太利」、「伊太利殖民地全體」、「ラトヴィア」、「リベリア」、「リスアニア」、「ルクセンブルグ」、「モロッコ（西班牙地帯）」、「ニカラグア」、「パナマ共和國」、「パラグアイ」、「蘭領西印度（クチュラサオ）」、「ペルー」、「ベルシア」、「ボ

- 「アランド」、「阿弗利加ニ於ケル「ポルトガル」殖民地（「カップ」、「ヴェール」、「葡領「ギネー」、「聖「トーマス」、「フランス」、「アンゴラ」及「モザムビク」）」、「亞細亞及太平洋ニ於ケル「ポルトガル」殖民地（「葡領印度」、「澳門」及「チモール」）」、「ルーマニア」、「サン、マリノ」、「サルヴァドル」、「セルブ、クロアイト、スロヴェーヌ」、「暹羅」、「チッコ、スロヴァキア」、「土耳其」、「ウルグアイ」、「ヴェネズエラ」

●到達證の請求及取調請求

▼外國通常郵便物と同様の方法に依り小包に付ても到達證請求又は差出後一年内に其の踪跡取調を請求することが出来る其の料金は別項參看のこと

▼代金引換小包の取立金の不着に付ても踪跡取調と同一の料金を納付して其の取調請求を爲すことが出来る

▼到達證の請求は許さない國もあるから郵便局に付照合のこと

●受領證謄本の請求

▼外國小包の差出人は外國書留通常郵便物と同様の方法に依り郵便物の受領證謄本を請求することが出来る其の料金は別項參看のこと

◎取戻、名宛變更、代金引換の取消、金額變更

▼小包の取戻、名宛變更又は代金引換金額の變更若は取消に要する條件は外國通常郵便物の場合に同じ但し小包を轉送又は返送するときは別に相當料金を徴せらるるものとす
▼聯合小包支那小包以外の小包にして外國に差立後のものに付ては取戻、名宛變更の請求が出来ない

◎轉送還付

▼外國來小包の帝國内並關東州管内に於ける轉送又は返送は差出人又は名宛人の執れにても請求することが出来るが聯合小包、支那小包及海峽殖民地小包に付ては相當の料金を要す其の額は別項參看のこと
▼小包の國外への轉送は同小包が新遞送に要する條件に適合するときに限り差出人又は名宛人の請求に依りせられる但し米國小包の國外轉送は許されない
▼小包を外國に轉送又は返送する場合には保管料、通關配達料又は聯合小包、支那小包に課せられたる特別配達料等は轉送に要する遞送料と共に轉送先から追徴せられる外國より轉送に依り本邦に於て配達する小包に付ても同様である
▼外國來小包が不能配達となりたるときは送狀又は小包面に別の處分方を要求しあるものを除くの外配達局に到達後三十日間保管したる上差出國に返送せられる但し南阿聯邦小包が不能配達と爲りたるときは小包を留置き其の處分方を差出國へ照會するのである

▼處分照會に對し差出人回答を爲すときは聯合小包又は支那小包に付ては別項記載の料金を徴收す
▼處分照會に對し差出人回答を爲さざるときは南阿聯邦小包は到着後六月保管の上名宛國に於て毀棄せられ其の他の小包は四月の後差出人の費用にて返送せらるるものとす
▼米國小包が不能配達と爲りたる爲返送せられ本邦に於て差出人に還付する場合には發送のときに徴收したる料金と同額の返送料を徴收す
▼其の他の小包を差出人に還付の場合には返送に對し外國より要求越したる額に本邦が收得すべき料金を加へたる額を徴收するものとす
▼本邦發小包が外國に於て不能配達と爲りたるときは南阿聯邦小包に付ては總て又聯合小包若は支那小包に付ては處分問合方を請求せるものに限る差出人に處分照會を爲し其の他のものは相當期間保管の上返送せらるるものとす

◎料金還付

▼外國通常郵便物に同じ

◎小包の通關及配達

▼外國來小包は通關事務を取扱ふ局に於て税關の吏員が税關告知書と對照して内容品を檢查するので

ある其の結果關稅又は内國稅を課せられたものは配達局に留置き其の到着及稅金額を名宛人に通知するのであつて名宛人は通知書の日附より二十日以内に稅金を納付して小包を受取ることが出来る

▼稅付小包も亦留置小包同様八日目から保管料を徴收せられるから通知書の日附より七日内に受取ることが緊要である

▼關稅又は内國稅の賦課に關して二十日以内に關係郵便局を經由して稅關に異議の申立を爲すことが出来る

▼外國來小包を受取るときは一箇毎に別項の通關配達料及小包が名宛人不在等の爲二回以上配達を試みらるるときは第二回目より一回毎に別項の特別配達料を徴收せられる

▼外國來小包は受領前之を積戻し、再輸出する爲免稅の取扱を受け又は保稅地域に搬入することを稅關に申請することが出来る此の場合には同時に別項の料金相當の郵便切手を貼附したる届書を關係郵便局にも差出すことが必要である

●損害賠償

▼聯合小包、支那小包、英國小包、香港小包又は海峽殖民地小包の差出人は小包の亡失、盜取又は毀損に對し差出後一年内に請求して其の實損額に應じ左記金額迄の損害賠償を受取ることが出来る、但し損害が不可抗力、差出人の過失若は懈怠、物品の性質に因りて生じたるものなるか又は禁制品包有のものなるときは賠償金を受けられない

普通小包

聯合小包及支那小包

重量一「キログラム」迄のものに付十「フラン」(約四圓)以内、同五「キログラム」迄のものに付二十五「フラン」(約十圓)以内、同十「キログラム」迄のものに付(約十六圓)以内

英國小包、香港小包、
海峽殖民地小包、
二十五「フラン」以内

價格表記小包 表記金額迄

▼代金引換小包は配達前亡失毀損等の場合には其の賠償額は代金引換に非ざるものと同じであるが代金の取立洩に付ては其の實損額迄の賠償金を受けることが出来る

▼米國小包、濠洲小包、「メキシコ」小包、「カナダ」小包及南阿聯邦小包は條約上損害賠償の義務はないが帝國の業務中に亡失又は毀損せしめたるときは内國の書留小包と同額の賠償金を受取ることが出来る

▼取調請求中の小包は一年の期間經過後と雖も賠償請求を爲すことが出来る

▼損害の申立賠償請求の手續等總て外國通常郵便に依ると同様である

昭和三年三月二十四日印刷
昭和三年三月二十八日發行

遞信省郵務局

印刷者

東京市小石川區諏訪町五六
堀江關武

印刷所

東京市小石川區諏訪町五六
常磐印刷所

羅氏三弟三員二十八日發
印麻一季三員二十四日開

羅氏三弟三員二十八日發

治學明
學五
學六



省 信 遞



行 印 所 刷 印 發 當